

証券コード 6517

平成30年6月6日

株 主 各 位

東京都中央区日本橋堀留町2丁目8番5号

**デンヨー株式会社**

代表取締役社長 白 鳥 昌 一

## 第70回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第70回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面または電磁的方法（インターネット）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいますと、平成30年6月27日（水曜日）午後5時までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成30年6月28日（木曜日）午前10時
2. 場 所 東京都中野区中野4丁目1番1号  
サンプラザ 11階会議室  
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）
3. 目的事項
  - 報告事項 1. 第70期（平成29年4月1日から平成30年3月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
  2. 第70期（平成29年4月1日から平成30年3月31日まで）計算書類報告の件
- 決議事項
  - 第1号議案 取締役8名選任の件
  - 第2号議案 当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）の更新の件

#### 4. 当日ご出席願えない場合の議決権行使について

##### (1) 書面による議決権行使

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、上記の行使期限までに到着するようにご返送ください。

##### (2) 電磁的方法による議決権行使

電磁的方法により議決権を行使される場合には、3頁の「電磁的方法による議決権行使についてのご案内」をご確認のうえ、上記の行使期限までに賛否をご入力ください。

#### 5. 招集にあたっての決定事項

(1) 電磁的方法により複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に到着した行使内容を有効といたします。議決権行使書用紙が再発行された場合の書面による議決権重複行使についても同様といたします。

ただし、書面および電磁的方法の双方により重複して議決権を行使された場合は、電磁的方法による行使内容を有効といたします。

(2) 同一の議案について異なる内容で議決権を行使される場合には、株主総会の日の3日前までに、議決権の不統一行使を行う旨とその理由を書面によりご通知ください。

以 上

~~~~~  
◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類および計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ホームページに掲載させていただきます。

(アドレス <http://www.denyu.co.jp>)

◎節電への協力のため、当日、当社の役員および係員はノーネクタイの「クールビズ」スタイルにて対応させていただきますので、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。株主の皆様におかれましても、軽装にてご出席くださいますようお願い申し上げます。

◎お土産のご用意はございませんので、予めご了承くださいますようお願い申し上げます。

## 《電磁的方法による議決権行使についてのご案内》

### 【インターネットによる方法】

インターネット（パソコン、携帯電話、スマートフォン）による議決権行使は、当社の指定する議決権行使ウェブサイト（<https://www.tosyodai54.net>）をご利用いただくことによつてのみ可能となります。なお、昨年度とアドレスが変更となっておりますので、ご注意ください。

#### 1. パソコンまたは携帯電話をご利用の場合

上記アドレスにアクセスしていただき、議決権行使書用紙の「お願い」欄に記載された「議決権行使コード」および「パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従つて議決権を行使してください。

なお、バーコード読み取り機能付の携帯電話をご利用の場合、議決権行使書用紙に記載された「携帯用QR」を読み取ることにより、議決権行使ウェブサイトアクセスすることができます。

#### 2. スマートフォンをご利用の場合

議決権行使書用紙の「お願い」欄に記載された「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」を読み取ることにより、議決権行使画面案内に従つて議決権を行使することができます。この場合、「議決権行使コード」および「パスワード」の入力は不要となります。

なお、一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合には、再度QRコードを読み取り、「議決権行使コード」および「パスワード」を入力していただく必要があります。

（ご注意）

- ・インターネットによる議決権行使は、株主様のインターネット利用環境によつてはご利用いただけない場合がございます。
- ・議決権行使ウェブサイトへのアクセスに際して、通信料金およびプロバイダへの接続料金は株主様のご負担となりますので、ご了承ください。

### 【インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ先】

株主名簿管理人：東京証券代行株式会社

電話 0120-88-0768（フリーダイヤル）

受付時間 午前9時～午後9時

### 【議決権電子行使プラットフォームのご利用について（機関投資家の皆様へ）】

機関投資家の皆様に関しましては、本総会につき、株式会社ICJの運営する「議決権電子行使プラットフォーム」から電磁的方法による議決権行使を行つていただくことも可能です。

# (提供書面)

## 事 業 報 告

(平成29年4月1日から平成30年3月31日まで)

### 1. 企業集団の現況に関する事項

#### (1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、好調な企業収益を背景に、設備投資の増加や雇用・所得環境に改善が見られるなど、緩やかな回復基調で推移いたしました。一方、世界経済は、米国経済は緩やかな拡大基調が続き、アジア経済にも景気回復が見られるなど堅調に推移いたしました。

当社グループを取り巻く事業環境は、国内においては、首都圏の再開発工事に加え、東京五輪関連工事が本格化するなど建設需要が堅調に推移し、民間設備投資の増加も見られました。一方、海外においては、米国市場では需要が堅調に推移いたしましたが、アジア市場の需要回復に遅れが見られました。

このような状況の中、当社グループは、業界トップクラスの低騒音を実現した静音発電機など多数の新製品を投入するとともに、提案型営業に注力してまいりました結果、売上高501億82百万円（前期比2.7%増）となりました。一方、利益面におきましては、比較的収益性の高い大型機の出荷減少や固定費の増加もあり、営業利益39億2百万円（同8.1%減）、経常利益41億87百万円（同7.5%減）、親会社株主に帰属する当期純利益27億62百万円（同3.7%減）となりました。

製品区分別売上高の概況は次のとおりです。

発電機関連では、アジアや中近東向け出荷が減少したものの、米国向けは増加し、また、国内向け可搬形発電機や非常用発電機の出荷が全般的に増加したことから、売上高386億53百万円（前期比4.9%増）となりました。

溶接機関連では、国内向けは前年並みで推移いたしましたが、米国や欧州向けに小型溶接機の出荷が増加したことから、売上高49億19百万円（同1.8%増）となりました。

コンプレッサ関連では、国内向けはトンネル工事などで使用されるモータコンプレッサの出荷が増加しましたが、米国やアジア向けが減少したことから、売上高10億83百万円（同24.8%減）となりました。

その他は、高所作業車などの減少により、売上高55億25百万円（同3.4%減）となりました。

地域別セグメントの概況は次のとおりです。

① 日 本

日本では、堅調な国内建設需要を背景に主力の大手レンタル会社を中心に可搬形発電機の出荷が増加し、また、防災設備用の非常用発電機も堅調に推移いたしました。海外向け大型機の輸出が全般的に低調であったことから、売上高379億17百万円（前期比2.9%増）、営業利益22億34百万円（同15.3%減）となりました。

② ア メ リ カ

アメリカは、景気が拡大基調にあり、主力のレンタル市場向けに小・中型の発電機の出荷が増加したことから、売上高80億77百万円（同2.8%増）となりました。一方、営業利益は、大型機の出荷減少もあり、7億82百万円（同25.5%減）となりました。

③ ア ジ ア

アジアは、主力のシンガポール市場が厳しい状況でしたが、その他の一部地域でインフラ整備工事向け発電機の出荷が増加したこともあり、売上高38億56百万円（同2.8%増）となりました。営業利益は、デンヨーベトナムの生産安定に伴う原価率の改善もあり、3億81百万円（同6.6%増）となりました。

④ 欧 州

欧州は、発電機の出荷が低調に推移したことから、売上高3億30百万円（同18.9%減）、営業利益7百万円（同11.4%減）となりました。

(2) 設備投資等の状況

当連結会計年度中において実施いたしました設備投資の総額は8億70百万円であります。

その主なものは、当社の福井工場における設備投資等3億10百万円および子会社デンヨー マニユファクチュアリング コーポレーションにおける工場拡張工事や生産設備等4億51百万円であります。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度において増資または社債の発行による資金調達は行っておりません。

なお、当社は資金調達の機動性および安定性を高められることから、取引銀行4行との間で融資極度枠30億円のコミットメントライン契約を締結しております。当連結会計年度末におきましては、当該コミットメントラインの借入実行残高はありません。

(4) 直前3事業年度の財産および損益の状況

① 企業集団の財産および損益の状況の推移

| 区 分                      | 第67期<br>平成26年度 | 第68期<br>平成27年度 | 第69期<br>平成28年度 | 第70期<br>平成29年度<br>(当連結会計年度) |
|--------------------------|----------------|----------------|----------------|-----------------------------|
| 売 上 高(百万円)               | 52,267         | 50,419         | 48,851         | 50,182                      |
| 経 常 利 益(百万円)             | 5,757          | 4,494          | 4,526          | 4,187                       |
| 親会社株主に帰属<br>する当期純利益(百万円) | 3,857          | 3,137          | 2,867          | 2,762                       |
| 1株当たり当期純利益(円)            | 179.38         | 146.79         | 134.18         | 130.03                      |
| 総 資 産(百万円)               | 67,324         | 66,994         | 68,678         | 72,588                      |
| 純 資 産(百万円)               | 49,195         | 50,812         | 53,145         | 56,132                      |
| 1株当たり純資産額(円)             | 2,215.29       | 2,285.62       | 2,407.30       | 2,545.17                    |

② 当社の財産および損益の状況の推移

| 区 分            | 第67期<br>平成26年度 | 第68期<br>平成27年度 | 第69期<br>平成28年度 | 第70期<br>平成29年度<br>(当事業年度) |
|----------------|----------------|----------------|----------------|---------------------------|
| 売 上 高(百万円)     | 35,694         | 36,689         | 35,117         | 34,987                    |
| 経 常 利 益(百万円)   | 3,044          | 2,804          | 2,919          | 2,494                     |
| 当 期 純 利 益(百万円) | 2,314          | 2,052          | 2,154          | 1,844                     |
| 1株当たり当期純利益(円)  | 107.38         | 95.83          | 100.59         | 86.63                     |
| 総 資 産(百万円)     | 52,554         | 51,543         | 53,395         | 56,634                    |
| 純 資 産(百万円)     | 37,370         | 37,741         | 39,674         | 41,746                    |
| 1株当たり純資産額(円)   | 1,744.95       | 1,761.70       | 1,863.95       | 1,960.75                  |

(5) 重要な子会社の状況

① 重要な子会社の状況

| 会社名                            | 資本金             | 当社の<br>出資比率     | 主要な事業内容                                   |
|--------------------------------|-----------------|-----------------|-------------------------------------------|
| デンヨー興産株式会社                     | 百万円<br>50       | %<br>100        | 産業用電気機械器具等の補修用部品の販売および商品の販売               |
| 西日本発電機株式会社                     | 百万円<br>50       | %<br>100        | 産業用電気機械器具等の製造・販売                          |
| デンヨー アメリカ<br>コーポレーション          | 百万米ドル<br>5      | %<br>100        | 産業用電気機械器具等の部品の販売                          |
| デンヨー マニュファクチュ<br>アリング コーポレーション | 百万米ドル<br>6      | (注) 1 %<br>(80) | アメリカにおける産業用電気機械器具等の製造・販売                  |
| デンヨー アジア PTE. LTD.             | 百万円<br>600      | %<br>100        | アジアにおける統括管理業務                             |
| デンヨー ユナイテッド<br>マシナリー PTE. LTD. | 百万シンガポールドル<br>3 | (注) 2 %<br>(76) | シンガポールおよび周辺各国における産業用電気機械器具等の販売およびリース・レンタル |
| デンヨー ヨーロッパ B. V.               | 百万ユーロ<br>4      | %<br>100        | ヨーロッパにおける産業用電気機械器具等の販売                    |
| デンヨー ベトナム CO., LTD.            | 百万米ドル<br>10     | %<br>100        | 産業用電気機械器具等および部品の製造・販売                     |
| P.T.デイン プリマ ジェネレーター            | 十億ルピア<br>13     | (注) 2 %<br>(51) | 産業用電気機械器具等の製造・販売                          |

(注) 1. デンヨー アメリカ コーポレーションによる出資の比率であります。

2. デンヨー アジア PTE. LTD. による出資の比率であります。

② 企業結合の成果

当連結会計年度の売上高は、501億82百万円（前期比2.7%増）、営業利益は39億2百万円（同8.1%減）、経常利益は41億87百万円（同7.5%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は27億62百万円（同3.7%減）となりました。

## (6) 対処すべき課題

今後の経営環境は、国際競争の激化や市場構造の変化により厳しさを増すものと予想されますが、当社グループは、景気や市場の跛行性に左右されにくい企業体質を目指し、グループ各社の生産性向上等により収益基盤の強化に努めてまいります。

国内市場では、主力の建設関連分野は、インフラ老朽化対策や都市再開発工事など建設需要が相応に存在しますが、今後、東京五輪関連工事のピークアウトや公共投資の減少などにより縮小傾向になることを否定できません。こうした状況の下、当社グループは、平成30年度を初年度とする3ヵ年の中期経営計画「Denyo2020」に取り組んでまいります。

### 【中期経営計画 Denyo2020の概要】

#### 1. 中期経営計画基本方針

建設関連分野における高品質パワーソースのトップランナーとしての地位を堅持しつつ、建設関連以外および海外向けの比率を高め、環境変化に強い収益構造を実現する。

#### 2. 事業戦略

##### (1) 国内市場戦略

- ① 建設関連分野では、営業体制の見直しや、顧客ニーズを踏まえた新製品開発を着実に推進し、シェア確保を図る。
- ② 建設関連以外の分野では、子会社である西日本発電機株式会社との連携強化を通じたグループ営業体制の見直しと、総合提案型営業強化による定置形発電機のシェア拡大を目指す。

##### (2) 海外市場戦略

- ① 可搬形発電機について、アジアにおいては、今後拡大が見込まれるレンタル市場を含め積極的に対応する。アジア・その他地域（欧州、中近東等）を含め、販売力・サービス力強化を推進する。米州は現地代理店との連携を強化し拡販する。
- ② 定置形発電機について、本格的な参入に向け、ターゲット市場が求める仕様を確認し、アジア・中近東地域における生産販売体制の確立を図る。
- ③ 溶接機について、ターゲット市場が求める製品ラインアップ充実、メンテナンス性の高い製品の開発に注力する。

##### (3) 経営基盤の強化

- ① 市場ニーズを的確に捉え、競争力のある製品開発を迅速に行う。国内外定置形発電機への対応を強化する。



- ② 最適地生産を一層推進し、高品質製品の供給・原価低減・納期短縮を図る。
- ③ 教育体制の一層の拡充、特にグローバル人材の育成に注力する。

(7) 主要な事業内容（平成30年3月31日現在）

当社グループは、当社、子会社10社および関連会社1社により構成されており、産業用電気機械器具等（エンジン発電機、エンジン溶接機、エンジンコンプレッサ等）の製造ならびに販売と、これらに付随する補修用部品の販売およびアフターサービス等の事業活動を展開しております。

(8) 企業集団の主要拠点等（平成30年3月31日現在）

|         |                                                                                                  |
|---------|--------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 当 社 本 社 | 東京都中央区日本橋堀留町2丁目8番5号                                                                              |
| 国内営業拠点  | 当社 東京支店（東京都中央区）、<br>大阪支店（兵庫県尼崎市）、その他全国17都市<br><br>デンヨー興産株式会社（東京都中央区）、<br>西日本発電機株式会社（佐賀県唐津市）      |
| 海外営業拠点  | デンヨー アメリカ コーポレーション（アメリカ）、<br>デンヨー ユナイテッド マシナリー PTE. LTD.（シンガポール）、<br>デンヨー ヨーロッパ B.V.（オランダ）       |
| 国内生産拠点  | 当社 福井工場（福井県三方上中郡）、<br>西日本発電機株式会社（佐賀県唐津市）                                                         |
| 海外生産拠点  | デンヨー マニュファクチュアリング コーポレーション（アメリカ）、<br>デンヨー バトナム CO., LTD.（バトナム）、<br>P. T. デイン プリマ ジェネレーター（インドネシア） |
| 研究開発拠点  | 当社 開発研修センター（埼玉県坂戸市）                                                                              |

(9) 使用人の状況（平成30年3月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

| 使用人数   | 前連結会計年度末比増減 |
|--------|-------------|
| 1,277名 | 62名増        |

(注) 使用人数は当社および連結子会社の就業人員で記載しております。

② 当社の使用人の状況

| 使用人数 | 前事業年度末比増減 | 平均年齢  | 平均勤続年数 |
|------|-----------|-------|--------|
| 561名 | 15名増      | 38.3歳 | 13.2年  |

(注) 使用人数は就業人員で記載しております。

(10) 主要な借入先の状況（平成30年3月31日現在）

| 借入先           | 借入残高 |
|---------------|------|
|               | 百万円  |
| 株式会社みずほ銀行     | 531  |
| 株式会社三菱東京UFJ銀行 | 265  |
| 株式会社三井住友銀行    | 159  |
| 株式会社伊予銀行      | 106  |

(注) 株式会社三菱東京UFJ銀行は、平成30年4月1日付で商号を株式会社三菱UFJ銀行に変更しております。

## 2. 会社の現況に関する事項

### (1) 株式の状況（平成30年3月31日現在）

- ① 発行可能株式総数 97,811,000株  
 ② 発行済株式の総数 22,859,660株（自己株式760,731株を含む）  
 ③ 株 主 数 4,192名  
 ④ 大 株 主

| 株 主 名                                                                | 持 株 数 | 持 株 比 率 |
|----------------------------------------------------------------------|-------|---------|
|                                                                      | 千株    | %       |
| 株 式 会 社 久 栄                                                          | 1,600 | 7.24    |
| み ず ほ 信 託 銀 行 株 式 会 社<br>退職給付信託 みずほ銀行口 再信託受託者<br>資産管理サービス信託銀行株式会社    | 1,103 | 4.99    |
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）                                              | 1,000 | 4.52    |
| 第 一 生 命 保 険 株 式 会 社                                                  | 872   | 3.94    |
| 資産管理サービス信託銀行株式会社（信託E口）                                               | 807   | 3.65    |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）                                            | 658   | 2.97    |
| デ ン ヨ ー 親 栄 会                                                        | 593   | 2.68    |
| 株 式 会 社 鶴 見 製 作 所                                                    | 543   | 2.45    |
| ノーザントラストカンパニーエイブイエフ<br>シーリィファイデリティファンズ（常任代理人<br>香港上海銀行東京支店 カストディ業務部） | 543   | 2.45    |
| 株 式 会 社 三 菱 東 京 U F J 銀 行                                            | 540   | 2.44    |

- (注) 1. みずほ信託銀行株式会社退職給付信託 みずほ銀行口 再信託受託者 資産管理サービス信託銀行株式会社の所有株式数1,103千株は、株式会社みずほ銀行が退職給付信託の財産として拠出しており、その議決権行使の指図権は同行が留保しております。
2. 当社は、自己株式を760,731株保有しておりますが、上記の大株主より除外しております。
3. 持株比率は、自己株式（760,731株）を控除して計算しております。
4. 当社は、従業員の福利厚生サービスとして自社の株式を給付する、「株式給付信託（J-E SOP）」および当社取締役に対する株式報酬制度「取締役株式給付制度」として「株式給付信託（BBT）」を導入しており、これらの信託の受託者であるみずほ信託銀行株式会社から再信託を受けた資産管理サービス信託銀行株式会社（信託E口）が当社株式807千株を保有しております。
5. 株式会社三菱東京UFJ銀行は、平成30年4月1日付で商号を株式会社三菱UFJ銀行に変更しております。

(2) 新株予約権等の状況

- ① 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況  
該当事項はありません。
- ② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況  
該当事項はありません。

(3) 会社役員に関する事項

① 取締役および監査役の状況（平成30年3月31日現在）

| 会社における地位 | 氏名     | 担当および重要な兼職の状況                                                             |
|----------|--------|---------------------------------------------------------------------------|
| 取締役会長    | 古賀 繁   |                                                                           |
| 代表取締役社長  | 白鳥 昌一  |                                                                           |
| 代表取締役副社長 | 江藤 陽二  | 副社長執行役員 営業部門、管理部門、品質管理部門管掌                                                |
| 取締役相談役   | 久保山 英明 |                                                                           |
| 取締役      | 矢代 輝雄  | 常務執行役員 生産部門、開発部門、海外製造子会社管掌                                                |
| 取締役      | 水野 恭男  | 常務執行役員 営業部門兼海外販売子会社管掌<br>デンヨー アメリカ コーポレーション代表取締役<br>デンヨー ヨーロッパ B.V. 代表取締役 |
| 取締役      | 高田 晴仁  | 慶應義塾大学大学院法務研究科教授                                                          |
| 取締役      | 朝比奈 礼子 | 朝比奈税理士事務所代表                                                               |
| 常勤監査役    | 増井 亨   |                                                                           |
| 常勤監査役    | 杉山 勝   |                                                                           |
| 監査役      | 山田 昭   | 弁護士 三宅・牛嶋・今村法律事務所オブ・カウンセル<br>スリーフィールズ合同会社 代表社員<br>ソーラーフロンティア株式会社 社外監査役    |
| 監査役      | 武山 芳夫  | 第一生命情報システム株式会社 代表取締役会長                                                    |

(注) 1. 取締役高田晴仁氏、朝比奈礼子氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。なお、両氏は、東京証券取引所の規定する独立役員であります。

2. 監査役山田昭氏、武山芳夫氏は、会社法第2条第16号および第335条第3項に定める社外監査役であります。なお、両氏は、東京証券取引所の規定する独立役員であります。
3. 平成30年4月1日付で取締役の役職および担当を次のとおり変更しております。

| 氏名   | 新役職および担当                                         | 旧役職および担当                               |
|------|--------------------------------------------------|----------------------------------------|
| 江藤陽二 | 代表取締役副社長執行役員<br>グローバルマーケティング室長兼<br>営業部門、品質管理部門管掌 | 代表取締役副社長執行役員<br>営業部門、管理部門、品質管理部門<br>管掌 |

## ② 取締役および監査役の報酬等の総額

| 区分  | 支給人員 | 支給額    | 摘 要          |
|-----|------|--------|--------------|
| 取締役 | 9名   | 225百万円 | うち社外2名 12百万円 |
| 監査役 | 4名   | 54百万円  | うち社外2名 12百万円 |
| 合計  | 13名  | 280百万円 | うち社外4名 24百万円 |

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与3百万円は含まれておりません。
2. 取締役の報酬限度額は、平成28年6月29日開催の第68回定時株主総会決議において、年額300百万円以内（うち、社外取締役分は年額30百万円以内、また、報酬限度額には使用人分給与は含まない。）と決議しております。
  3. 監査役の報酬限度額は、平成28年6月29日開催の第68回定時株主総会決議において、年額80百万円以内と決議しております。
  4. 支給額には、当事業年度に係る役員賞与引当額56百万円（取締役6名に対し52百万円、監査役2名に対し4百万円）が含まれております。

## ③ 取締役および監査役の報酬等の額の決定に関する方針

取締役および監査役の報酬については、株主総会の決議により取締役および監査役それぞれの報酬等の限度額を決定しております。各取締役および監査役の報酬額は、取締役については取締役会の協議により決定し、監査役については監査役の協議により決定しております。

なお、当社は内規において、取締役および監査役の基本報酬の決定・改定・減額等の方針および役員賞与の決定等の方針について定めております。基本報酬は、従業員給与比率、他社報酬水準等を考慮し役位別に定める報酬テーブルに基づき、各取締役および監査役の役位毎の役割や責任、業務遂行実績等の評価により決定しております。役員賞与は、連結ROEが規定水準を超過した場合に、親会社株主に帰属する当期純利益に一定の比率を乗じて賞与ファンドを算定し、各取締役および監査役の業務遂行実績等の評価に基づき決定しております。なお、当社は、社外取締役を除く取締役の当該賞与支給額の一定割合を自己株式にて支給する「取締役株式給付制度」を導入しております。

#### ④ 社外役員に関する事項

- イ. 他の法人等の業務執行者としての兼職状況および当社と当該他の法人等との関係
- ・取締役高田晴仁氏は、慶應義塾大学大学院の教授であります。なお、当社と同大学院との間に特別の関係はありません。
  - ・取締役朝比奈礼子氏は、朝比奈税理士事務所の税理士であります。なお、当社と同税理士事務所との間に特別の関係はありません。
  - ・監査役山田昭氏は、三宅・牛嶋・今村法律事務所のオブ・カウンセルですが、当社と同法律事務所との間に特別の関係はありません。なお、同氏がこれまで当社の顧問弁護士であったことはありません。また、同氏は、スリーフィールズ合同会社の代表社員ですが、当社と同社との間には特別の関係はありません。
  - ・監査役武山芳夫氏は、第一生命情報システム株式会社の代表取締役会長を兼務しております。なお、当社と同社との間には特別の関係はありません。
- ロ. 他の法人等の社外役員としての兼職状況および当社と当該他の法人等との関係
- ・監査役山田昭氏は、ソーラーフロンティア株式会社の社外監査役ですが、当社と同社との間には特別の関係はありません。

#### ハ、当事業年度における主な活動状況

- 平成29年度の取締役会には、取締役高田晴仁氏および朝比奈礼子氏ならびに監査役山田昭氏および武山芳夫氏とも13回中全てに出席し、疑問点等につき適宜質問し意見を述べております。また、取締役会の意思決定の適正性を確保するための質問、助言を適宜行っております。

なお、上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第23条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が2回ありました。

- 平成29年度の監査役会には、監査役山田昭氏および武山芳夫氏とも14回中全てに出席し、監査についての意見交換、協議等を行っております。

#### ニ、責任限定契約の内容の概要

- 当社と各社外取締役および社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。
- 当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。

#### (4) 会計監査人に関する事項

##### ① 会計監査人の名称 有限責任監査法人トーマツ

##### ② 報酬等の額

|                                      |       |
|--------------------------------------|-------|
| 当事業年度に係る報酬等の額                        | 32百万円 |
| 当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 32百万円 |

- (注) 1. 当社は会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積り等の算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

③ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

なお、取締役会が、会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とすることを監査役会に請求した場合、監査役会はこれを審議し、その必要があると判断した場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

### 3. 業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）に関する事項

（内部統制システムに関する基本的な考え方）

当社グループは、広く社会から信頼される企業を目指しており、経営の効率性、健全性の向上と透明性を確保し、公正な企業活動を基本方針として企業価値を継続的に高めていくため、内部統制システムを整備し運用することが経営上の重要な課題であると考えております。

（内部統制システムの基本方針）

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要（内部統制システムの基本方針）は以下のとおりであります。

- ① 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
- ・ 倫理綱領に則り、取締役および使用人は、法令、定款、経営理念その他の社会的規範等を遵守し公正な企業活動を行うこととする。  
また、本綱領の内容の徹底を図るためコンプライアンス担当取締役を任命し、経営企画部が中心となってコンプライアンスプログラムの整備および教育等を実施し、周知徹底を図るものとする。
  - ・ コンプライアンスの充実のため社内外の研修を積極的に活用し、意識の維持・向上を図ることとする。
  - ・ コンプライアンス相談窓口を経営企画部に設置するとともに、顧問法律事務所に相談窓口を設置しコンプライアンスに関する事項のほか、幅広く相談を受け、迅速な対応をとれる体制を整えることとする。



- ・反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方およびその体制として、倫理綱領の行動基準の中に、法令や社会規範等を誠実かつ謙虚に遵守するだけでなく、違法行為や反社会的行為は動機の如何を問わず行わず、またそれを許さないという基本姿勢を定めるものとする。

また、リスク管理規程の中で対応の手順を定めるとともに、対応窓口を設定して平素より顧問弁護士、警察署などと密接な連携をとり、速やかに対応できる体制を確保するものとする。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- ・文書管理規程に従い、取締役の職務執行に係る情報を文書または電磁的媒体（以下、文書等という）に記録し、保存・管理する。
- ・取締役および監査役は、文書管理規程により、常時これらの文書等を閲覧できるものとし、その体制を整備することとする。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ・リスク管理規程に則り、取締役、使用人等が協力して不正行為や法令違反行為を未然に防ぎリスクを回避する体制、および万一重大なリスクが発生した場合、被害を最小限にいとめる体制を整備するものとする。
- ・リスク管理の業務を遂行するリスク管理オフィサーを設置し、リスク管理委員会に業務の遂行状況を報告するものとする。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ・職務権限規程で、代表取締役、取締役、執行役員、使用人等の責任と権限を明らかにして業務の円滑かつ効率的運営を確保し、取締役会は、会社経営の基本方針、法令で定められた事項、および取締役会規程に定められた決議事項を決定するものとする。
- ・取締役、監査役および執行役員によって構成される経営会議で、業務執行に関する個別経営課題を実務的に協議するものとする。

⑤ 財務報告の適正性を確保するための体制

- ・当社およびグループ各社の取締役は、適正な財務報告書を作成することが社会的信用の維持・向上のために極めて重要であることを認識するとともに、財務報告の適正性を確保するため全役員に対し、定期的な諸会議を利用して周知徹底を図る。
- ・当社およびグループ会社は、財務報告書の作成過程において虚偽記載ならびに誤謬等が生じないよう会計システムの見直しを進め実効性のある内部統制を整備するものとする。

- ⑥ 当社および子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ・連結グループ会社も内部統制システムを整備し、リスク管理体制、コンプライアンス体制がグループ全体に適用され業務の適正を確保するものとする。
  - ・グループ会社の管理については、関係会社管理規程を定め管理する体制とする。
  - ・コンプライアンスに関する相談、通報については、当社窓口を直接利用できる体制とする。
- ⑦ 監査役職務を補助すべき使用人および当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- ・監査役は、監査室の使用人と緊密に連携し、必要に応じて補助者として監査業務の補助を行うよう命令できるものとする。
- ⑧ 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項
- ・前号の補助者の人事異動・人事評価・懲戒処分は、取締役と監査役が意見交換を行い、監査役会の同意を得るものとする。
- ⑨ 当社の取締役および使用人等ならびに子会社の取締役および使用人等が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
- ・当社の取締役および使用人等ならびに子会社の取締役および使用人等は、当社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、直ちに、当該事実を監査役に報告する。
  - ・監査役職務遂行のため、当社の取締役および使用人等ならびに子会社の取締役および使用人等は、会社経営および事業運営上の重要事項（コンプライアンスおよびリスクに関する事項、その他内部統制に関する事項を含む）ならびに業務執行の状況および結果について監査役に報告する。
  - ・監査役に報告を行った者が、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないものとする。

- ⑩ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ・ 監査役は、代表取締役、会計監査人と定期的に会合をもち、お互いに意思の疎通を図り、積極的に意見および情報の交換を行うものとする。
  - ・ 連結グループ会社の監査役とグループ監査役会を定期的に開催し、各社の活動や監査結果の報告を通じて意見および情報の交換等、連結グループ会社との連携体制の確立を図るものとする。
  - ・ 監査役がその職務について、費用の前払い等の請求をしたときは、監査の業務に必要でないと明らかに認められるときを除き、その費用を負担する。

(内部統制システムの運用状況)

当事業年度における内部統制システムの運用状況の概要につきましては、以下のとおりであります。

- ・ 経営企画部がコンプライアンス推進活動として定期的に取り締役および使用人に対して情報発信を行い、取締役および使用人のコンプライアンス意識の醸成を図っており、また、各階層別の研修会においてコンプライアンスを主題としたテーマを含め、社内教育を行いました。
- ・ 内部通報規程に基づき、社内外に内部通報窓口を設置しており、使用人からの相談などを受け付けました。
- ・ リスク管理規程に基づき、リスク管理オフィサーとして選任された管理部門長がリスク管理業務を遂行するとともに、年2回開催されるリスク管理委員会がリスク管理業務の遂行状況を確認し、対策手段の検討および本規程の実施状況の監査等を行いました。
- ・ 毎月1回開催される取締役会において経営の基本方針等を決定するとともに、同じく毎月1回開催される経営会議において業務執行に関する個別経営課題について協議いたしました。また、これらの会議においては、業務の効率性や適正性および法令等への適合性についても審議いたしました。
- ・ 関係会社管理規程に基づき、グループ会社の重要な経営上の意思決定事項について当社が承認または協議を行い、また、当社グループ各社の社長が出席するグループ経営会議を定期的で開催し、情報の共有化を図りました。
- ・ 社外監査役を含む監査役は、取締役会や経営会議等の重要な会議に出席し、会社経営および事業運営上の重要事項ならびに業務執行の状況および結果について必要な報告を受け、また、代表取締役、事業責任者である部門長および会計監査人と定期的に会合をもち、互いの意思の疎通に努め、さらには、監査室による事業所監査に同行して監査を行うことで、当社の内部統制システムに対する監視活動を行いました。

## 4. 会社の支配に関する基本方針

### (1) 基本方針の内容

当社は、当社の株主は市場での自由な取引を通じて決まるものと考えます。従って、当社の財務および事業の方針の決定を支配することが可能な数の株式を取得する買付提案に応じるか否かの判断は、最終的には株主の皆様のご意思に委ねられるべきものと考えます。また、当社は、大量取得行為であっても、当社の企業価値・株主共同の利益に資するものであれば、これを否定するものではありません。

しかし、株式の大量取得行為の中には、①買収の目的や買収後の経営方針等に鑑み、企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのあるもの、②株主に株式の売却を事実上強要するおそれのあるもの、③対象会社の取締役会や株主が買付の条件等について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの等、対象会社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させることにならないものも存在します。

当社は、このような不適切な株式の大量取得行為を行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として適当ではなく、このような者による大量取得行為に対しては必要かつ相当な手段を採ることにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保する必要があると考えます。

### (2) 基本方針の実現に資する特別な取組み

当社グループは、「創造力と不断の技術革新を通じて、高品質パワーソースのグローバルNo1ブランドを目指します。」との経営ビジョンを掲げ、国内外において、既存事業の拡充・効率化及び新たな市場の開拓を目指した事業展開を行っております。

当社グループは、その主要な事業領域を、建設関連事業、産業機器事業および新規事業の3領域とし、それぞれにおいて、海外市場・新規市場の開拓に注力し、特に、建設需要に依存することとなる建設向け製品にとどまらず、非常用発電機をはじめとする建設向け以外の製品の開発・販売促進に努めることにより、需要創造型の経営への転換を図っております。そのため、引き続き、新技術の研究から製品の開発に至るまで、積極的な研究開発を進めております。

また、収益性の高いグループ体制を構築するべく、生産体制および国際的な原料調達の新なる効率化を進めるとともに、国内・海外工場への合理化投資を行っております。

さらに、当社グループは、柔軟な組織運営を行うと同時に、各役職員の権限および責任の所在を明確化することを通じて、当社グループ全体の組織運営を活性化し、かつ、これと並行して当社グループの国際的な事業展開を支えるに足る人材の育成を進めることにより、当社グループが新規市場に事業を拡大していくための素地となる、活力ある企業風土を構築することを目指しております。

以上に加え、コーポレート・ガバナンスの取組みとして、各事業年度における取締役の責任を明確化し、経営環境の変化に迅速に対応できる機動的な経営体制を確立することを目的として、取締役の任期を1年とし、また、事業環境の変化への機動的対応等を図るべく執行役員制度を導入し、さらに、当社取締役、監査役および執行役員が出席する経営会議や当社グループ各社の社長が出席するグループ経営会議を設置しております。

(3) 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させることを目的として、当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）（以下「本プラン」といいます。）を導入しており、平成27年6月26日開催の第67回定時株主総会において株主の皆様のご承認をいただいて更新しております。

本プランは、当社株式の大量取得行為が行われる場合に、株主の皆様が適切な判断をするために必要・十分な情報と時間を確保するとともに、買付者等（以下に定義されます。）との協議・交渉等の機会を確保すること等により、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させることを目的としております。

本プランは、当社の株券等に対する買付若しくはこれに類似する行為またはその提案（以下「買付等」といいます。）が行われる場合に、買付等を行う者（以下「買付者等」といいます。）に対し事前に当該買付等に関する情報提供を求める等、上記の目的を実現するために必要な手続を定めております。

買付者等が本プランにおいて定められた手続に従うことなく当社株券等の買付等を行う場合、当社の企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれがある場合等には、当社は、買付者等による権利行使は認められないとの行使条件および当社が買付者等以外の者から当社株式と引換えに新株予約権を取得できる旨の取得条項が付された新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）を、その時点の当社を除く全ての株主に対して新株予約権無償割当ての方法により割り当てます。

本プランに従って本新株予約権の無償割当てがなされ、その行使または当社による取得に伴って買付者等以外の株主の皆様へ当社株式が交付された場合には、買付者等の有する当社株式の議決権割合は、最大3分の1まで希釈化される可能性があります。

(注) 本プランの有効期限は、平成30年に開催される当社定時株主総会の終結の時までとされており、平成30年6月28日開催予定の第70回当社定時株主総会(以下「本定時株主総会」といいます。)の終結の時をもって満了いたします。

そこで、当社は、本プラン導入以降の法令の改正等も踏まえ、平成30年5月10日開催の当社取締役会において、当社の企業価値・株主共同の利益を引き続き確保・向上させていくため、上記(1)の基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みとして、本定時株主総会における皆様のご承認を条件に本プランを更新することを決定し、同日付けでこれを公表いたしました。

この公表いたしましたプレスリリースの全文は、当社ホームページ(<http://www.denyo.co.jp>)に掲載しております。

なお、当該議案の詳細は、本招集ご通知の株主総会参考書類第2号議案(47頁から78頁まで)をご覧ください。

#### (4) 上記の各取組みに対する当社取締役会の判断およびその理由

上記(2)に記載した企業価値向上のための取組みやコーポレート・ガバナンスの取組みといった各施策は、当社の企業価値・株主共同の利益を継続的かつ持続的に向上させるための具体的方策として策定されたものであり、基本方針の実現に資するものであります。

また、本プランは、上記(3)に記載のとおり、企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させることを目的として導入されたものであり、上記基本方針に沿うものです。特に、本プランは、株主総会において株主の皆様のご承認をいただいた上で導入されたものであること、その内容として合理的な客観的要件が設定されていること、有効期間が約3年と定められた上に、株主総会または取締役会により何時でも廃止できるとされていることなどにより、その公正性、客観性が担保されており、高度の合理性を有し、企業価値・株主共同の利益に資するものであって、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

### 5. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、利益配分につきましては、製品競争力の維持・強化に向けた研究開発投資および設備投資を行い、収益力の向上と財務体質の強化に努めながら、

株主の皆様に対する利益の還元をより充実していくことが重要と認識し、業績や配当性向などを総合的に勘案した成果配分を基本方針としております。

この基本方針のもと、当期の期末配当金につきましては、普通配当金15円に加え、創立70周年記念配当金10円を実施し、1株当たり25円とさせていただきます。その結果、中間配当金15円と合わせて、年間配当金は1株当たり40円となります。

また、次期の株主配当金につきましては、引き続き利益の還元を充実しつつ業績ならびに配当性向を勘案し、1株当たり40円（中間、期末ともに20円）を予定しております。

# 連結貸借対照表

(平成30年3月31日現在)

(単位 百万円)

| 科 目             | 金 額           | 科 目                | 金 額           |
|-----------------|---------------|--------------------|---------------|
| <b>資 産 の 部</b>  |               | <b>負 債 の 部</b>     |               |
| <b>流 動 資 産</b>  | <b>46,825</b> | <b>流 動 負 債</b>     | <b>12,319</b> |
| 現金及び預金          | 13,870        | 支払手形及び買掛金          | 9,554         |
| 受取手形及び売掛金       | 21,479        | 短期借入金              | 210           |
| 有価証券            | 999           | 未払費用               | 595           |
| 商品及び製品          | 5,254         | 未払法人税等             | 473           |
| 仕掛品             | 1,184         | 賞与引当金              | 648           |
| 原材料及び貯蔵品        | 3,312         | 役員賞与引当金            | 74            |
| 繰延税金資産          | 488           | 製品保証等引当金           | 108           |
| その他             | 242           | その他                | 655           |
| 貸倒引当金           | △ 6           | <b>固 定 負 債</b>     | <b>4,136</b>  |
| <b>固 定 資 産</b>  | <b>25,762</b> | 長期借入金              | 1,062         |
| <b>有形固定資産</b>   | <b>14,147</b> | 長期未払金              | 81            |
| 建物及び構築物         | 7,121         | 繰延税金負債             | 2,256         |
| 機械装置及び運搬具       | 1,789         | 退職給付に係る負債          | 486           |
| 土地              | 4,841         | その他                | 249           |
| 建設仮勘定           | 197           | <b>負 債 合 計</b>     | <b>16,455</b> |
| その他             | 196           | <b>純 資 産 の 部</b>   |               |
| <b>無形固定資産</b>   | <b>471</b>    | <b>株 主 資 本</b>     | <b>48,733</b> |
| 借地権             | 341           | 資本金                | 1,954         |
| ソフトウェア          | 123           | 資本剰余金              | 1,779         |
| その他             | 6             | 利益剰余金              | 46,620        |
| <b>投資その他の資産</b> | <b>11,143</b> | 自己株式               | △ 1,621       |
| 投資有価証券          | 10,822        | <b>その他の包括利益累計額</b> | <b>5,332</b>  |
| 繰延税金資産          | 73            | その他有価証券評価差額金       | 4,617         |
| その他             | 253           | 為替換算調整勘定           | 756           |
| 貸倒引当金           | △ 5           | 退職給付に係る調整累計額       | △ 40          |
| <b>資 産 合 計</b>  | <b>72,588</b> | <b>非支配株主持分</b>     | <b>2,066</b>  |
|                 |               | <b>純 資 産 合 計</b>   | <b>56,132</b> |
|                 |               | <b>負債純資産合計</b>     | <b>72,588</b> |

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。



# 連結損益計算書

(平成29年4月1日から平成30年3月31日まで)

(単位 百万円)

| 科 目                           | 金 額   |        |
|-------------------------------|-------|--------|
| 売 上 高                         |       | 50,182 |
| 売 上 原 価                       |       | 38,099 |
| 売 上 総 利 益                     |       | 12,082 |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費           |       | 8,180  |
| 営 業 利 益                       |       | 3,902  |
| 営 業 外 収 益                     |       |        |
| 受 取 利 息                       | 39    |        |
| 受 取 配 当 金                     | 153   |        |
| 受 取 家 賃                       | 72    |        |
| 持 分 法 に よ る 投 資 利 益           | 99    |        |
| そ の 他                         | 49    | 414    |
| 営 業 外 費 用                     |       |        |
| 支 払 利 息                       | 50    |        |
| コ ミ ッ ト メ ン ト ラ イ ン 手 数 料     | 6     |        |
| そ の 他                         | 71    | 129    |
| 経 常 利 益                       |       | 4,187  |
| 特 別 利 益                       |       |        |
| 固 定 資 産 売 却 益                 | 1     |        |
| 投 資 有 価 証 券 売 却 益             | 4     | 5      |
| 特 別 損 失                       |       |        |
| 固 定 資 産 処 分 損                 | 7     |        |
| 投 資 有 価 証 券 評 価 損             | 33    | 41     |
| 税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益         |       | 4,150  |
| 法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税       | 1,237 |        |
| 法 人 税 等 調 整 額                 | 15    | 1,252  |
| 当 期 純 利 益                     |       | 2,898  |
| 非 支 配 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益 |       | 136    |
| 親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益 |       | 2,762  |

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 連結株主資本等変動計算書

(平成29年4月1日から平成30年3月31日まで)

(単位 百万円)

|                           | 株 主 資 本 |       |        |         |        |
|---------------------------|---------|-------|--------|---------|--------|
|                           | 資 本 金   | 資本剰余金 | 利益剰余金  | 自 己 株 式 | 株主資本合計 |
| 平成29年4月1日 残高              | 1,954   | 1,779 | 44,521 | △ 1,632 | 46,623 |
| 連結会計年度中の変動額               |         |       |        |         |        |
| 剰余金の配当                    |         |       | △ 662  |         | △ 662  |
| 親会社株主に帰属する当期純利益           |         |       | 2,762  |         | 2,762  |
| 自己株式の取得                   |         |       |        | △ 0     | △ 0    |
| 自己株式の処分                   |         |       |        | 11      | 11     |
| 株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額) |         |       |        |         |        |
| 連結会計年度中の変動額合計             | -       | -     | 2,099  | 10      | 2,109  |
| 平成30年3月31日 残高             | 1,954   | 1,779 | 46,620 | △ 1,621 | 48,733 |

|                           | その 他 の 包 括 利 益 累 計 額 |           |                  |                       | 非 支 配 株 主 分 | 純 資 産 合 計 |
|---------------------------|----------------------|-----------|------------------|-----------------------|-------------|-----------|
|                           | その他有価証券<br>評価差額金     | 為 替 換 算 定 | 退職給付に係る<br>調整累計額 | その 他 の 包 括<br>利益累計額合計 |             |           |
| 平成29年4月1日 残高              | 3,735                | 764       | △ 1              | 4,498                 | 2,023       | 53,145    |
| 連結会計年度中の変動額               |                      |           |                  |                       |             |           |
| 剰余金の配当                    |                      |           |                  |                       |             | △ 662     |
| 親会社株主に帰属する当期純利益           |                      |           |                  |                       |             | 2,762     |
| 自己株式の取得                   |                      |           |                  |                       |             | △ 0       |
| 自己株式の処分                   |                      |           |                  |                       |             | 11        |
| 株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額) | 881                  | △ 8       | △ 39             | 834                   | 43          | 887       |
| 連結会計年度中の変動額合計             | 881                  | △ 8       | △ 39             | 834                   | 43          | 2,987     |
| 平成30年3月31日 残高             | 4,617                | 756       | △ 40             | 5,332                 | 2,066       | 56,132    |

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 連結注記表

## 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

1. 連結の範囲に関する事項  
連結子会社の数 10社  
主要な連結子会社の名称  
(国内) デンヨー興産株式会社  
西日本発電機株式会社  
(海外) デンヨー アメリカ コーポレーション  
デンヨー マニュファクチュアリング コーポレーション  
デンヨー アジア PTE. LTD.  
デンヨー ユナイテッド マシナリー PTE. LTD.  
デンヨー ヨーロッパ B. V.  
デンヨー ベトナム CO., LTD.  
P. T. デイン プリマ ジェネレーター
2. 持分法の適用に関する事項  
持分法適用の関連会社数 1社  
持分法適用の関連会社の名称 (国内) 新日本建販株式会社
3. 連結子会社の事業年度等に関する事項  
在外連結子会社デンヨー アメリカ コーポレーション他7社の決算日は12月31日であり、連結計算書類の作成に当たっては、同日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。その他の連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。
4. 会計方針に関する事項
  - (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法
    - ① 有価証券  
その他有価証券  
時価のあるもの……………連結決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。  
時価のないもの……………移動平均法による原価法を採用しております。
    - ② デリバティブ……………時価法
    - ③ たな卸資産……………製品・仕掛品は主として先入先出法による原価法、原材料は主として移動平均法による原価法を採用しております（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）。
  - (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法
    - ① 有形固定資産……………当社及び国内連結子会社は、定率法を採用しております。但し、平成10年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く。）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。なお、在外連結子会社は、定額法を採用しております。  
主な耐用年数は以下のとおりであります。  
建物及び構築物 7年～47年  
機械装置及び運搬具 2年～12年
    - ② 無形固定資産……………定額法を採用しております。  
(リース資産を除く)
    - ③ リース資産……………所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産  
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。
  - (3) 重要な引当金の計上基準
    - ① 貸倒引当金……………債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
    - ② 賞与引当金……………当社及び国内連結子会社は、従業員の賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。
    - ③ 役員賞与引当金……………当社及び国内連結子会社は、役員の賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。
    - ④ 製品保証等引当金……………当社及び国内連結子会社は、製品のアフターサービスに対する費用支出に充てるため、過去の実績を基礎として保証期間内のサービス費用見込額を計上しております。

- (4) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準  
外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。  
なお、在外連結子会社の資産及び負債は、当該在外連結子会社の決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における非支配株主持分及び為替換算調整勘定に含めております。
- (5) 重要なヘッジ会計の方法
- ① ヘッジ会計の方法  
繰延ヘッジ処理によっております。なお、金利スワップについては特例処理を適用しております。
- ② ヘッジ手段とヘッジ対象
- |             |         |
|-------------|---------|
| (ヘッジ手段)     | (ヘッジ対象) |
| 金利スワップ      | 長期借入金   |
| コモディティ・スワップ | 原材料(銅)  |
- ③ ヘッジ方針  
社内規程に基づき、金利変動リスク及び原材料(銅)の価格変動リスクを回避することを目的として、金利スワップ取引及びコモディティ・スワップ取引を利用しております。なお、当該規程にてデリバティブ取引の限度額を実需の範囲内で行うこととし、投機目的によるデリバティブ取引は行わない方針としております。
- ④ ヘッジ有効性評価の方法  
金利スワップについては、ヘッジ対象及びヘッジ手段に関する重要な条件が同一であるため、ヘッジ有効性の判定は省略しております。また、コモディティ・スワップについては、ヘッジ対象の時価変動額とヘッジ手段の時価変動額を比較し、有効性の判定を行っております。
- (6) その他連結計算書類作成のための重要な事項
- ① 退職給付に係る負債の計上基準  
退職給付に係る負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき、退職給付債務から年金資産を控除した額を計上しております。  
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。  
数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(5年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生年度から費用処理しております。  
未認識数理計算上の差異については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。
- ② 消費税等の会計処理  
税抜方式を採用しております。

#### 連結貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額 12,183百万円
2. 当社は、資金調達機動性及び安定性を高められることから、取引銀行4行との間でコミットメントライン契約を締結しております。当連結会計年度末におけるコミットメントライン契約に係る借入金未実行残高等は以下のとおりであります。
- |               |          |
|---------------|----------|
| コミットメントラインの総額 | 3,000百万円 |
| 借入実行残高        | 一百万円     |
| 差引額           | 3,000百万円 |
3. 輸出手形割引高 147百万円
4. 連結会計年度末日満期手形等  
連結会計年度末日満期手形等の会計処理については、手形交換日又は決済日をもって決済処理しております。なお、当連結会計年度の末日が金融機関の休日であったため、次の連結会計年度末日満期手形等が連結会計年度末残高に含まれております。
- |      |          |
|------|----------|
| 受取手形 | 1,182百万円 |
| 支払手形 | 558百万円   |

## 連結株主資本等変動計算書に関する注記

### (1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項

|      | 当連結会計年度<br>期首株式数(千株) | 当連結会計年度<br>増加株式数(千株) | 当連結会計年度<br>減少株式数(千株) | 当連結会計年度末<br>株式数(千株) |
|------|----------------------|----------------------|----------------------|---------------------|
| 普通株式 | 22,859               | —                    | —                    | 22,859              |

### (2) 配当に関する事項

#### ① 配当金支払額

| (決議)               | 株式の種類 | 配当金の総額<br>(百万円) | 1株当たり配当額<br>(円) | 基準日        | 効力発生日      |
|--------------------|-------|-----------------|-----------------|------------|------------|
| 平成29年5月19日<br>取締役会 | 普通株式  | 331             | 15              | 平成29年3月31日 | 平成29年6月9日  |
| 平成29年11月9日<br>取締役会 | 普通株式  | 331             | 15              | 平成29年9月30日 | 平成29年12月7日 |

- (注) 1. 平成29年5月19日開催の取締役会決議における「配当金の総額」には、資産管理サービス信託銀行株式会社(信託E口)が基準日現在に所有する当社株式814,351株に対する配当金12百万円を含めております。
2. 平成29年11月9日開催の取締役会決議における「配当金の総額」には、資産管理サービス信託銀行株式会社(信託E口)が基準日現在に所有する当社株式807,698株に対する配当金12百万円を含めております。

#### ② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

| (決議予定)             | 株式の種類 | 配当金の総額<br>(百万円) | 配当の原資 | 1株当たり配当額<br>(円) | 基準日        | 効力発生日     |
|--------------------|-------|-----------------|-------|-----------------|------------|-----------|
| 平成30年5月17日<br>取締役会 | 普通株式  | 552             | 利益剰余金 | 25              | 平成30年3月31日 | 平成30年6月7日 |

- (注) 「配当金の総額」には、資産管理サービス信託銀行株式会社(信託E口)が、基準日現在に所有する当社株式807,698株に対する配当金20百万円を含めております。

## 金融商品に関する注記

### (1) 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、必要な資金については銀行等金融機関からの借入により調達しております。また、一時的な剰余金は主に短期的な預金等に限定して運用しております。

受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、決定承認権限規程の与信限度設定事務手続要領によりリスクの低減を図っております。また、投資有価証券は主として株式であり、上場株式については毎月時価の把握を行っています。

支払手形及び買掛金は、そのほとんどが6ヶ月以内の支払期限であります。

借入金の使途は、運転資金(主として短期)及び設備投資資金(長期)であり、変動金利条件で調達した長期借入金の金利変動リスクに対しては、金利スワップ取引を実施して支払利息の固定化を実施しております。また、原材料(銅)の価格変動リスクにはコモディティ・スワップ取引をヘッジ手段として利用しており、外貨建ての貸付及び債権の回収に係る為替変動リスクには先物為替予約及び通貨スワップを利用しております。なお、これらのデリバティブ取引は金融デリバティブリスク管理規程に従い、実需の範囲で行うこととしております。

## (2) 金融商品の時価等に関する事項

平成30年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位 百万円)

|                              | 連結貸借対照表計上額 (* 1) | 時価 (* 1) | 差額 |
|------------------------------|------------------|----------|----|
| (1) 現金及び預金                   | 13,780           | 13,870   | —  |
| (2) 受取手形及び売掛金<br>貸倒引当金 (* 2) | 21,479           |          |    |
|                              | △ 6              |          |    |
|                              | 21,473           | 21,473   | —  |
| (3) 有価証券及び投資有価証券<br>その他有価証券  | 9,966            | 9,966    | —  |
| (4) 支払手形及び買掛金                | (9,554)          | (9,554)  | —  |
| (5) 短期借入金                    | (210)            | (210)    | —  |
| (6) 長期借入金                    | (1,062)          | (1,052)  | 10 |
| (7) デリバティブ取引                 | (166)            | (166)    | —  |

(\* 1) 負債に計上されているものについては、( ) で示しております。

(\* 2) 受取手形及び売掛金については、一般債権の貸倒引当金を控除しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1) 現金及び預金、並びに(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、コマーシャルペーパーについては短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。また、上場株式は取引所の価格によっております。

(4) 支払手形及び買掛金、並びに(5) 短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(6) 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の調達を新たに行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。変動金利による長期借入金は金利スワップの特例処理の対象とされており(下記デリバティブ取引参照)、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の借入を行った場合に適用される合理的に見積もられる利率で割り引いて算定する方法によっております。

(7) デリバティブ取引

金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております(上記(6)参照)。また、先物為替予約及び通貨スワップについては、取引先金融機関から提示された価格によっております。

(注2) ① 非上場株式(連結貸借対照表計上額997百万円)は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3) 有価証券及び投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。

② 関係会社株式(連結貸借対照表計上額858百万円)は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3) 有価証券及び投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。

## 1株当たり情報に関する注記

|               |           |
|---------------|-----------|
| 1. 1株当たり純資産額  | 2,545円17銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 130円03銭   |

## 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

## その他の注記

該当事項はありません。

# 貸借対照表

(平成30年3月31日現在)

(単位 百万円)

| 科 目             | 金 額           | 科 目                  | 金 額            |
|-----------------|---------------|----------------------|----------------|
| <b>資 産 の 部</b>  |               | <b>負 債 の 部</b>       |                |
| <b>流 動 資 産</b>  | <b>32,283</b> | <b>流 動 負 債</b>       | <b>11,004</b>  |
| 現金及び預金          | 6,599         | 支払手形                 | 1,116          |
| 受取手形            | 4,886         | 電子記録債務               | 1,920          |
| 電子記録債権          | 3,159         | 買掛金                  | 6,337          |
| 売掛金             | 9,997         | 未払金                  | 212            |
| 有価証券            | 999           | 未払費用                 | 258            |
| 商品及び製品          | 3,643         | 未払法人税等               | 275            |
| 仕掛品             | 408           | 預り金                  | 231            |
| 原材料及び貯蔵品        | 1,438         | 賞与引当金                | 472            |
| 繰延税金資産          | 312           | 役員賞与引当金              | 56             |
| その他             | 840           | 製品保証等引当金             | 94             |
| 貸倒引当金           | △ 1           | その他                  | 29             |
| <b>固 定 資 産</b>  | <b>24,350</b> | <b>固 定 負 債</b>       | <b>3,883</b>   |
| <b>有形固定資産</b>   | <b>8,528</b>  | 長期借入金                | 1,062          |
| 建物              | 3,499         | 長期未払金                | 81             |
| 構築物             | 171           | 預り保証金                | 31             |
| 機械装置            | 275           | 繰延税金負債               | 2,269          |
| 車両運搬具           | 16            | 退職給付引当金              | 222            |
| 工具器具備品          | 78            | その他                  | 215            |
| 土地              | 4,486         | <b>負 債 合 計</b>       | <b>14,887</b>  |
| <b>無形固定資産</b>   | <b>128</b>    | <b>純 資 産 の 部</b>     |                |
| 借地権             | 45            | <b>株 主 資 本</b>       | <b>37,142</b>  |
| ソフトウェア          | 77            | 資本金                  | 1,954          |
| その他             | 5             | 資本剰余金                | 1,779          |
| <b>投資その他の資産</b> | <b>15,693</b> | 資本準備金                | 1,754          |
| 投資有価証券          | 9,892         | その他資本剰余金             | 24             |
| 関係会社株式          | 2,783         | <b>利 益 剰 余 金</b>     | <b>34,996</b>  |
| 長期貸付金           | 2,800         | 利益準備金                | 488            |
| 差入保証金           | 83            | その他利益剰余金             | 34,508         |
| その他             | 139           | 圧縮記帳積立金              | 785            |
| 貸倒引当金           | △ 5           | 別途積立金                | 19,609         |
| <b>資 産 合 計</b>  | <b>56,634</b> | 繰越利益剰余金              | 14,114         |
|                 |               | <b>自 己 株 式</b>       | <b>△ 1,588</b> |
|                 |               | 評価・換算差額等             | 4,604          |
|                 |               | その他有価証券評価差額金         | 4,604          |
|                 |               | <b>純 資 産 合 計</b>     | <b>41,746</b>  |
|                 |               | <b>負 債 純 資 産 合 計</b> | <b>56,634</b>  |

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 損 益 計 算 書

(平成29年4月1日から平成30年3月31日まで)

(単位 百万円)

| 科 目                       | 金 額 |        |
|---------------------------|-----|--------|
| 売 上 高                     |     | 34,987 |
| 売 上 原 価                   |     | 27,837 |
| 売 上 総 利 益                 |     | 7,149  |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費       |     | 5,738  |
| 営 業 利 益                   |     | 1,411  |
| 営 業 外 収 益                 |     |        |
| 受 取 利 息                   | 112 |        |
| 受 取 配 当 金                 | 635 |        |
| 経 営 指 導 料                 | 170 |        |
| 受 取 ロ イ ヤ リ テ イ           | 124 |        |
| 受 取 家 賃                   | 66  |        |
| そ の 他                     | 83  | 1,193  |
| 営 業 外 費 用                 |     |        |
| 支 払 利 息                   | 46  |        |
| コ ミ ッ ト メ ン ト ラ イ ン 手 数 料 | 6   |        |
| そ の 他                     | 56  | 110    |
| 経 常 利 益                   |     | 2,494  |
| 特 別 利 益                   |     |        |
| 固 定 資 産 売 却 益             | 0   |        |
| 投 資 有 価 証 券 売 却 益         | 4   | 4      |
| 特 別 損 失                   |     |        |
| 固 定 資 産 処 分 損             | 2   |        |
| 投 資 有 価 証 券 評 価 損         | 33  | 36     |
| 税 引 前 当 期 純 利 益           |     | 2,462  |
| 法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税   | 625 |        |
| 法 人 税 等 調 整 額             | △ 6 | 618    |
| 当 期 純 利 益                 |     | 1,844  |

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。



# 株主資本等変動計算書

(平成29年4月1日から平成30年3月31日まで)

(単位 百万円)

|                         | 株 主 資 本 |       |                          |                            |                       |             |          |                  |             |        |        |       |
|-------------------------|---------|-------|--------------------------|----------------------------|-----------------------|-------------|----------|------------------|-------------|--------|--------|-------|
|                         | 資本金     | 資本剰余金 |                          |                            |                       | 利益剰余金       |          |                  |             |        | 自己株式   | 株主資本計 |
|                         |         | 資本準備金 | その<br>他<br>資本<br>剰余<br>金 | 資<br>本<br>剰<br>余<br>金<br>計 | 利<br>益<br>準<br>備<br>金 | その他利益剰余金    |          |                  |             | 利益剰余金計 |        |       |
|                         |         |       |                          |                            |                       | 圧縮記帳<br>積立金 | 別<br>積立金 | 途<br>剩<br>余<br>金 | 繰越利益<br>剰余金 |        |        |       |
| 平成29年4月1日残高             | 1,954   | 1,754 | 24                       | 1,779                      | 488                   | 785         | 19,609   | 12,932           | 33,815      | △1,599 | 35,950 |       |
| 事業年度中の変動額               |         |       |                          |                            |                       |             |          |                  |             |        |        |       |
| 剰余金の配当                  |         |       |                          |                            |                       |             |          | △ 662            | △ 662       |        | △ 662  |       |
| 当期純利益                   |         |       |                          |                            |                       |             |          | 1,844            | 1,844       |        | 1,844  |       |
| 自己株式の取得                 |         |       |                          |                            |                       |             |          |                  |             | △ 0    | △ 0    |       |
| 自己株式の処分                 |         |       |                          |                            |                       |             |          |                  |             | 11     | 11     |       |
| 株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額) |         |       |                          |                            |                       |             |          |                  |             |        |        |       |
| 事業年度中の変動額合計             | —       | —     | —                        | —                          | —                     | —           | —        | 1,181            | 1,181       | 10     | 1,191  |       |
| 平成30年3月31日残高            | 1,954   | 1,754 | 24                       | 1,779                      | 488                   | 785         | 19,609   | 14,114           | 34,996      | △1,588 | 37,142 |       |

|                         | 評価・換算差額等        |            | 純資産合計  |
|-------------------------|-----------------|------------|--------|
|                         | その他有価証券<br>評価差額 | 評価・換算差額等合計 |        |
| 平成29年4月1日残高             |                 |            | 39,674 |
| 事業年度中の変動額               | 3,723           | 3,723      |        |
| 剰余金の配当                  |                 |            | △ 662  |
| 当期純利益                   |                 |            | 1,844  |
| 自己株式の取得                 |                 |            | △ 0    |
| 自己株式の処分                 |                 |            | 11     |
| 株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額) | 880             | 880        | 880    |
| 事業年度中の変動額合計             | 880             | 880        | 2,072  |
| 平成30年3月31日残高            | 4,604           | 4,604      | 41,746 |

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 個別注記表

## 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

### (1) 資産の評価基準及び評価方法

#### ① 有価証券

子会社株式及び関連会社株式……移動平均法による原価法を採用しております。

その他有価証券

時価のあるもの…決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

時価のないもの…移動平均法による原価法を採用しております。

#### ② デリバティブ………時価法

#### ③ たな卸資産………製品・仕掛品は主として先入先出法による原価法、原材料は主として移動平均法による原価法を採用しております（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）。

### (2) 固定資産の減価償却の方法

#### ① 有形固定資産………定率法を採用しております。但し、平成10年4月1日以降に取得した建物（リース資産を除く）物（附属設備を除く。）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

主な耐用年数は以下のとおりであります。

|      |        |
|------|--------|
| 建物   | 7年～47年 |
| 機械装置 | 7年     |

#### ② 無形固定資産………定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年以内）に基づく定額法を採用しております。

#### ③ リース資産………所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

### (3) 引当金の計上基準

#### ① 貸倒引当金………債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

#### ② 賞与引当金………従業員の賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

#### ③ 役員賞与引当金………役員の賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

#### ④ 製品保証等引当金………製品のアフターサービスに対する費用支出に充てるため、過去の実績を基礎として保証期間内のサービス費用見込額を計上しております。

#### ⑤ 退職給付引当金………従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生年度から費用処理しております。

### (4) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

- (5) ヘッジ会計の方法
- ① ヘッジ会計の方法  
繰延ヘッジ処理によっております。なお、金利スワップについては特例処理を適用しております。
- ② ヘッジ手段とヘッジ対象
- |             |         |
|-------------|---------|
| (ヘッジ手段)     | (ヘッジ対象) |
| 金利スワップ      | 長期借入金   |
| コモディティ・スワップ | 原材料(銅)  |
- ③ ヘッジ方針  
社内規程に基づき、金利変動リスク及び原材料(銅)の価格変動リスクを回避することを目的として、金利スワップ取引及びコモディティ・スワップ取引を利用しております。なお、当該規程にてデリバティブ取引の限度額を実需の範囲内で行うこととし、投機目的によるデリバティブ取引は行わない方針としております。
- ④ ヘッジ有効性評価の方法  
金利スワップについては、ヘッジ対象及びヘッジ手段に関する重要な条件が同一であるため、ヘッジ有効性の判定は省略しております。また、コモディティ・スワップについては、ヘッジ対象の時価変動額とヘッジ手段の時価変動額を比較し、有効性の判定を行っております。
- (6) 消費税等の会計処理…税抜方式を採用しております。

## 2. 表示方法の変更に関する注記

(損益計算書)

前事業年度まで営業外収益の「その他」に含めて表示しておりました「受取ロイヤリティ」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より区分掲記しております。なお、前事業年度の「受取ロイヤリティ」は69百万円であります。

## 3. 貸借対照表に関する注記

- (1) 有形固定資産の減価償却累計額 7,034百万円
- (2) 関係会社に対する短期金銭債権 5,342百万円  
関係会社に対する長期金銭債権 2,790百万円  
関係会社に対する短期金銭債務 1,484百万円
- (3) 役員に対する金銭債務 91百万円  
役員に対する金銭債務は、将来の退任時に支給する退職慰労金に係る債務であります。
- (4) 当社は、資金調達の機動性及び安定性を高められることから、取引銀行4行との間でコミットメントライン契約を締結しております。当期末におけるコミットメントライン契約に係る借入金未実行残高等は以下のとおりであります。
- |               |          |
|---------------|----------|
| コミットメントラインの総額 | 3,000百万円 |
| 借入実行残高        | —百万円     |
| 差引額           | 3,000百万円 |
- (5) 輸出手形割引高 147百万円
- (6) 期末日満期手形等
- 期末日満期手形等の会計処理については、手形交換日又は決済日をもって決済処理をしております。なお、当事業年度の末日が金融機関の休日であったため、次の期末日満期手形等が期末残高に含まれております。
- |        |          |
|--------|----------|
| 受取手形   | 1,000百万円 |
| 電子記録債権 | 96百万円    |
| 支払手形   | 232百万円   |
| 電子記録債務 | 299百万円   |

#### 4. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

|            |          |
|------------|----------|
| 売上高        | 7,076百万円 |
| 仕入高        | 5,212百万円 |
| その他の営業取引高  | 47百万円    |
| 営業取引以外の取引高 | 965百万円   |

#### 5. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数に関する事項

|         | 当事業年度期首<br>株式数(千株) | 当事業年度<br>増加株式数(千株) | 当事業年度<br>減少株式数(千株) | 当事業年度末<br>株式数(千株) |
|---------|--------------------|--------------------|--------------------|-------------------|
| 普通株式(注) | 1,574              | 0                  | 6                  | 1,568             |

- (注) 1. 普通株式の自己株式の増加0千株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。  
 2. 普通株式の自己株式の減少6千株は、資産管理サービス信託銀行株式会社(信託E口)から役員及び従業員等への売却による減少であります。  
 3. 普通株式の自己株式数には、資産管理サービス信託銀行株式会社(信託E口)が所有する当社株式(当事業年度期首814千株、当事業年度末807千株)が含まれております。

#### 6. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

|           |          |
|-----------|----------|
| 賞与引当金     | 144百万円   |
| 製品保証等引当金  | 28百万円    |
| 未払事業税     | 22百万円    |
| 長期未払金     | 24百万円    |
| 退職給付引当金   | 67百万円    |
| 投資有価証券評価損 | 34百万円    |
| 関係会社株式評価損 | 75百万円    |
| その他       | 123百万円   |
| 繰延税金資産小計  | 521百万円   |
| 評価性引当額    | △ 129百万円 |
| 繰延税金資産合計  | 391百万円   |

繰延税金負債

|              |           |
|--------------|-----------|
| 圧縮記帳積立金      | △ 346百万円  |
| その他有価証券評価差額金 | △2,002百万円 |
| 繰延税金負債合計     | △2,348百万円 |
| 繰延税金資産の純額    | △1,956百万円 |

## 7. 関連当事者との取引に関する注記

子会社等

| 種類   | 会社等の名称                     | 議決権等の所有<br>(被所有)<br>割合 (%)         | 関連当事者との関係         | 取引の内容     | 取引金額<br>(百万円) | 科目     | 期末残高<br>(百万円) |
|------|----------------------------|------------------------------------|-------------------|-----------|---------------|--------|---------------|
| 子会社  | 西日本発電機株式会社                 | (所有)<br>直接 100.0                   | 当社製品の製造委託         | 製品の購入     | 1,081         | 買掛金    | 105           |
|      |                            |                                    |                   |           |               | 電子記録債務 | 268           |
| 子会社  | デンヨー アメリカコーポレーション          | (所有)<br>直接 100.0                   | 部品の販売             | 部品の販売     | 1,544         | 売掛金    | 635           |
| 子会社  | デンヨー ユナイテッドマシナリー PTE. LTD. | (所有)<br>間接 76.0                    | 当社製品の販売及びリース・レンタル | 製品の販売     | 1,652         | 売掛金    | 1,045         |
| 子会社  | デンヨー ベトナム CO., LTD.        | (所有)<br>直接 100.0                   | 当社製品及び部品の製造委託     | 資金の回収     | 318           | 短期貸付金  | 300           |
|      |                            |                                    |                   | 製品及び部品の購入 | 3,312         | 長期貸付金  | 2,790         |
| 子会社  | P.I.デイン プリマジェネレーター         | (所有)<br>間接 51.0                    | 部品の販売             | 部品の販売     | 245           | 売掛金    | 155           |
| 関連会社 | 新日本建機株式会社 (注) 3            | (所有)<br>直接 15.7<br>(被所有)<br>直接 1.4 | 当社製品の販売及びリース・レンタル | 製品の販売     | 2,936         | 売掛金    | 844           |
|      |                            |                                    |                   |           |               | 受取手形   | 1,593         |

- (注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等は含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
2. 取引条件及び取引条件の決定方針等  
製品及び部品の購入販売につきましては、一般的取引条件と同様に決定しております。  
なお、デンヨー ベトナム CO., LTD. に対する資金の貸付については、市場金利を勘案して決定しており、返済条件は一定期間据え置き後の元金返済としております。
3. 持分は百分の二十未満ではありますが、実質的な影響力を持っているため関連会社としたものであります。

## 8. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 1,960円75銭  
(2) 1株当たり当期純利益 86円63銭

## 9. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

## 10. その他の注記

該当事項はありません。

# 連結計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

平成30年5月16日

デンヨー株式会社  
取締役会 御中

### 有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 公認会計士 板谷 宏之 ㊞  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 大枝 和之 ㊞  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、デンヨー株式会社の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

#### 連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、デンヨー株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

平成30年5月16日

デンヨー株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 公認会計士 板谷 宏之 ㊞  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 大枝 和之 ㊞  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、デンヨー株式会社の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第70期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第70期事業年度の取締役の職務の執行に関して各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
  - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。



以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員らの地位の維持を目的とするものではないと認めます。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成30年5月17日

### デンヨー株式会社 監査役会

|       |   |   |    |   |
|-------|---|---|----|---|
| 常勤監査役 | 増 | 井 | 亨  | ㊟ |
| 常勤監査役 | 杉 | 山 | 勝  | ㊟ |
| 社外監査役 | 山 | 田 | 昭  | ㊟ |
| 社外監査役 | 武 | 山 | 芳夫 | ㊟ |


以上

## 株主総会参考書類

### 第1号議案 取締役8名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって取締役全員（8名）が任期満了となりますので、改めて取締役8名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号                                                                                                                                        | 氏名・生年月日等                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            | 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1                                                                                                                                            | <div style="display: flex; justify-content: space-around; border: 1px solid black; padding: 2px;"> <span>再任</span> <span>社内</span> </div> <p style="text-align: center;"> <small>しらとり しろういち</small><br/> <b>白鳥 昌一</b><br/>                     昭和31年5月26日生                 </p>  <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 所有する当社の株式 30,084株</li> <li>・ 当事業年度の取締役会出席回数 13回/13回</li> <li>・ 当社との特別な利害関係 なし</li> </ul> | <p>昭和55年4月 当社入社</p> <p>平成20年4月 当社執行役員経営企画部長</p> <p>平成21年7月 当社執行役員管理部門副部門長兼経営企画部長</p> <p>平成23年4月 当社執行役員管理部門長</p> <p>平成23年6月 当社取締役執行役員管理部門長</p> <p>平成24年4月 当社取締役執行役員管理部門長兼情報システム部長</p> <p>平成25年4月 当社取締役常務執行役員管理部門長兼情報システム部長</p> <p>平成27年4月 当社取締役常務執行役員管理部門長</p> <p>平成28年4月 当社代表取締役社長</p> <p>現在に至る</p> |
| <p><b>【取締役候補者とした理由】</b></p> <p>白鳥昌一氏は、長年にわたり経営企画、管理部門業務に従事し、会社の業務全般を熟知していることにより、会社経営に関する広い知見があり、取締役会の意思決定機能の強化が期待されるため、引き続き取締役候補者いたしました。</p> |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |

| 候補者番号                                                                                                                | 氏名・生年月日等                                                                                                                                                                                                                                                                                               | 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 2                                                                                                                    | <p>再任 社内</p> <p>江藤 陽二<br/> <small>えとう ようじ</small><br/>           昭和29年10月31日生</p>  <ul style="list-style-type: none"> <li>・所有する当社の株式 21,599株</li> <li>・当事業年度の取締役会出席回数 13回/13回</li> <li>・当社との特別な利害関係 なし</li> </ul>     | <p>昭和52年4月 当社入社</p> <p>平成20年4月 当社執行役員第一営業部長</p> <p>平成21年7月 当社執行役員国内営業部門第一営業部長</p> <p>平成23年4月 当社執行役員国内営業部門長兼東日本営業部長</p> <p>平成24年4月 当社執行役員国内営業部門長</p> <p>平成24年6月 当社取締役執行役員国内営業部門長</p> <p>平成26年4月 当社取締役常務執行役員国内営業部門長</p> <p>平成28年4月 当社代表取締役副社長執行役員<br/>営業部門、管理部門、品質管理部門管掌</p> <p>平成30年4月 当社代表取締役副社長執行役員<br/>グローバルマーケティング室長兼<br/>営業部門、品質管理部門管掌</p> <p>現在に至る</p> |
| <p>【取締役候補者とした理由】</p> <p>江藤陽二氏は、長年にわたり営業部門業務に従事し、取引先からの信頼も厚く、その経験を活かした取締役会の意思決定機能の強化が期待されるため、引き続き取締役候補者としていたしました。</p> |                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
| 3                                                                                                                    | <p>再任 社内</p> <p>久保山 英明<br/> <small>くぼやま ひであき</small><br/>           昭和27年7月10日生</p>  <ul style="list-style-type: none"> <li>・所有する当社の株式 198,629株</li> <li>・当事業年度の取締役会出席回数 12回/13回</li> <li>・当社との特別な利害関係 なし</li> </ul> | <p>昭和50年4月 当社入社</p> <p>昭和60年4月 当社商品企画室長</p> <p>昭和60年6月 当社取締役商品企画室長</p> <p>平成元年6月 当社常務取締役事業本部業務部長</p> <p>平成6年6月 当社専務取締役経営企画本部長兼品質保証部長</p> <p>平成9年4月 当社専務取締役生産本部副本部長</p> <p>平成12年6月 当社専務取締役経営企画室長</p> <p>平成14年6月 当社代表取締役社長</p> <p>平成22年4月 当社代表取締役会長兼CEO</p> <p>平成28年4月 当社取締役相談役</p> <p>現在に至る</p>                                                              |
| <p>【取締役候補者とした理由】</p> <p>久保山英明氏は、長年にわたり当社の経営を担っており、豊富な経験と実績をもとに、取締役会の意思決定機能の強化が期待されるため、引き続き取締役候補者としていたしました。</p>       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |

| 候補者番号                                                                                                      | 氏名・生年月日等                                                                                                                                                                                                                                                                 | 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 4                                                                                                          | <p>再任 社内</p> <p>やしろ てるお<br/>矢代 輝雄<br/>昭和29年3月12日生</p>  <ul style="list-style-type: none"> <li>・所有する当社の株式 21,443株</li> <li>・当事業年度の取締役会出席回数 13回/13回</li> <li>・当社との特別な利害関係 なし</li> </ul>   | <p>昭和50年4月 当社入社</p> <p>平成21年4月 当社生産部門付部長</p> <p>平成21年7月 当社執行役員生産部門生産管理部長</p> <p>平成23年4月 当社執行役員生産部門長兼生産管理部長</p> <p>平成24年4月 当社執行役員開発部門長</p> <p>平成24年6月 当社取締役執行役員開発部門長</p> <p>平成25年4月 当社取締役執行役員生産部門長</p> <p>平成28年4月 当社取締役常務執行役員<br/>生産部門長兼海外製造子会社管掌</p> <p>平成29年4月 当社取締役常務執行役員<br/>生産部門、開発部門、海外製造子会社管掌<br/>現在に至る</p>                                                                                                                                                                |
| <p>【取締役候補者とした理由】</p> <p>矢代輝雄氏は、生産部門業務、開発部門業務に従事し、豊富な製品知識を活かした取締役会の意思決定機能の強化が期待されるため、引き続き取締役候補者いたしました。</p>  |                                                                                                                                                                                                                                                                          |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
| 5                                                                                                          | <p>再任 社内</p> <p>みずの やすお<br/>水野 恭男<br/>昭和30年12月20日生</p>  <ul style="list-style-type: none"> <li>・所有する当社の株式 18,843株</li> <li>・当事業年度の取締役会出席回数 13回/13回</li> <li>・当社との特別な利害関係 なし</li> </ul> | <p>昭和54年4月 当社入社</p> <p>平成20年4月 当社第三営業部長</p> <p>平成21年7月 当社執行役員国内営業部門第三営業部長</p> <p>平成23年4月 当社執行役員国際営業部門長兼海外営業第四部長</p> <p>平成23年7月 当社執行役員国際営業部門長</p> <p>平成23年8月 当社執行役員国際営業部門長兼海外営業第四部長</p> <p>平成24年6月 当社取締役執行役員国際営業部門長兼<br/>海外営業第四部長</p> <p>平成26年2月 当社取締役執行役員国際営業部門長兼<br/>海外営業第一部長兼海外営業第四部長</p> <p>平成26年4月 当社取締役執行役員国際営業部門長兼<br/>海外営業第三部長</p> <p>平成28年4月 当社取締役常務執行役員<br/>営業部門長兼海外販売子会社管掌<br/>現在に至る</p> <p>〈重要な兼職の状況〉</p> <p>デンヨー アメリカ コーポレーション代表取締役</p> <p>デンヨー ヨーロッパ B.V. 代表取締役</p> |
| <p>【取締役候補者とした理由】</p> <p>水野恭男氏は、国内営業部門・国際営業部門業務に従事し、グローバルな視点からの取締役会の意思決定機能の強化が期待されるため、引き続き取締役候補者いたしました。</p> |                                                                                                                                                                                                                                                                          |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |

| 候補者番号                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     | 氏名・生年月日等                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 6                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | <div style="display: flex; justify-content: space-around; border: 1px solid black; padding: 2px;"> <span>新任</span> <span>社内</span> </div> <p style="text-align: center;">とぎわ としや<br/> <b>鬼澤 俊哉</b><br/>           昭和34年8月22日生</p>  <ul style="list-style-type: none"> <li>・所有する当社の株式 9,700株</li> <li>・当社との特別な利害関係 なし</li> </ul>                                                 | <p>昭和57年 4月 株式会社第一勧業銀行入行<br/>           平成20年 4月 株式会社みずほコーポレート銀行 外為事務部長<br/>           平成23年 3月 当社管理部門経営企画部担当部長<br/>           平成23年 4月 当社執行役員管理部門経営企画部長<br/>           平成24年 4月 当社執行役員経営企画室長<br/>           平成28年 4月 当社上席執行役員管理部門長<br/>           現在に至る</p>                                                                                                                                                                        |
| <p><b>【取締役候補者とした理由】</b><br/>           鬼澤俊哉氏は、当社において7年間経営企画、管理部門業務に従事し、会社の業務全般を熟知していることから、取締役会の意思決定機能の強化が期待されるため、新たに取締役候補者といたしました。</p>                                                                                                                                                                                                                                    |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
| 7                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | <div style="display: flex; justify-content: space-around; border: 1px solid black; padding: 2px;"> <span>再任</span> <span>社外</span> <span>独立</span> </div> <p style="text-align: center;">たかだ はるひと<br/> <b>高田 晴仁</b><br/>           昭和40年10月14日生</p>  <ul style="list-style-type: none"> <li>・所有する当社の株式 0株</li> <li>・当事業年度の取締役会出席回数 13回/13回</li> <li>・当社との特別な利害関係 なし</li> </ul> | <p>平成7年 4月 慶應義塾大学法学部専任講師<br/>           平成10年 4月 慶應義塾大学法学部助教授<br/>           平成17年 4月 ベルリン・フンボルト大学法学部客員研究員<br/>           平成19年 4月 慶應義塾大学大学院法務研究科講師<br/>           平成20年 4月 慶應義塾大学法学部教授<br/>           平成21年 4月 慶應義塾大学大学院法学研究科委員<br/>           平成21年 6月 当社買収防衛策独立委員会委員（現任）<br/>           平成23年 4月 慶應義塾大学大学院法務研究科教授（現任）<br/>           平成25年 6月 当社社外取締役<br/>           現在に至る</p> <p>〈重要な兼職の状況〉<br/>           慶應義塾大学大学院法務研究科教授</p> |
| <p><b>【社外取締役候補者とした理由】</b><br/>           高田晴仁氏を社外取締役候補者とした理由は、大学院教授としての専門的見地と幅広い見識に鑑み、その職務を適切に遂行いただけるものと判断したためであります。<br/>           なお、同氏は、社外役員となること以外の方法で直接企業経営に関与した経験はありませんが、業務執行を行う経営陣からの独立性を有しており、一般株主と利益相反が生じるおそれはなく、今後、同氏の知識や経験等を経営の監督に活かしていただきたいため、社外取締役候補者としております。同氏は、現在、当社の社外取締役ですが、社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって5年となります。また、同氏の兼職先である慶應義塾大学大学院に対する寄付はありません。</p> |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |

| 候補者番号                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | 氏名・生年月日等                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                | 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                             |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 8                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          | <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <span style="background-color: black; color: white; padding: 2px;">再任</span> <span style="background-color: black; color: white; padding: 2px;">社外</span> <span style="background-color: black; color: white; padding: 2px;">独立</span> </div> <p style="text-align: center;">あさひな れいこ<br/>朝比奈 礼子<br/>昭和23年6月2日生</p>  <ul style="list-style-type: none"> <li>・所有する当社の株式0株</li> <li>・当事業年度の取締役会出席回数 13回/13回</li> <li>・当社との特別な利害関係なし</li> </ul> | <p>昭和42年4月 国税庁直税部入庁<br/> 平成4年7月 東京国税局調査第二部主査<br/> 平成7年7月 渋谷税務署統括国税調査官<br/> 平成13年7月 日本橋税務署国際税務専門官<br/> 平成16年7月 新宿税務署特別国税調査官<br/> 平成19年7月 京橋税務署特別国税調査官<br/> 平成20年7月 退官<br/> 平成20年9月 朝比奈税理士事務所開設、同事務所代表（現任）<br/> 平成28年6月 当社社外取締役<br/> 現在に至る</p> <p>〈重要な兼職の状況〉<br/> 朝比奈税理士事務所代表</p> |
| <p><b>【社外取締役候補者とした理由】</b></p> <p>朝比奈礼子氏を社外取締役候補者とした理由は、税理士としての専門的見地と幅広い見識に鑑み、その職務を適切に遂行いただけるものと判断したためであります。</p> <p>なお、同氏は、社外役員となること以外の方法で直接企業経営に関与した経験はありませんが、業務執行を行う経営陣からの独立性を有しており、一般株主と利益相反が生じるおそれはなく、今後、同氏の知識や経験等を経営の監督に活かしていただきたいため、社外取締役候補者としております。同氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって2年となります。また、同氏の兼職先である朝比奈税理士事務所との顧問契約はありません。</p> |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |                                                                                                                                                                                                                                                                                 |

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 高田晴仁氏および朝比奈礼子氏は、社外取締役候補者であります。
3. 当社は、高田晴仁氏および朝比奈礼子氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度としております。本議案が原案どおり承認された場合には、当該責任限定契約を継続する予定であります。
4. 高田晴仁氏および朝比奈礼子氏は、東京証券取引所の定める独立役員としての要件を満たしており、当社は両氏を独立役員として同取引所に届け出ております。

## 第2号議案 当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）の更新の件

当社は、平成21年6月26日開催の第61期事業年度に係る当社定時株主総会において、「当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）」を導入することについて株主の皆様のご承認をいただき、その後平成24年6月28日開催の第64期事業年度及び平成27年6月26日開催の第67期事業年度に係る当社定時株主総会において、それぞれ当該対応策の更新について株主の皆様のご承認をいただきました（以下、平成27年6月26日開催の第67期事業年度に係る当社定時株主総会による更新後の対応策を「旧プラン」といいます。）。

旧プランの有効期間は、平成30年6月28日開催予定の当社第70回定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます。）の終結の時をもって満了いたします。

そこで、当社は、当社の企業価値・株主共同の利益を引き続き確保・向上させていくため、「当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」（会社法施行規則第118条第3号本文に規定されるものをいい、以下「基本方針」といいます。）に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（会社法施行規則第118条第3号ロ(2)）として、旧プランを以下Ⅲ.2.に定めるとおりに更新いたしたく（以下、更新後の「当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）」を「本プラン」といいます。）、そのご承認をお願いするものであります。

なお、本プランへの更新に際しては、形式的な文言の修正を行っておりますが、その基本的な内容は旧プランと同一であります。

### I. 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、当社の株主は市場での自由な取引を通じて決まるものと考えます。従って、当社の財務及び事業の方針の決定を支配することが可能な数の株式を取得する買付提案に応じるか否かの判断は、最終的には株主の皆様のご意思に委ねられるべきものと考えます。また、当社は、大量取得行為であっても、当社の企業価値・株主共同の利益に資するものであれば、これを否定するものではありません。

しかし、株式の大量取得行為の中には、①買収の目的や買収後の経営方針等に鑑み、企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのあるもの、②株主に株式の売却を事実上強要するおそれのあるもの、③対象会社の取締役会や株主が買付の条件等について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの等、対象会社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させることにならないものも存在します。

当社は、このような不適切な株式の大量取得行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として適当ではなく、このような者による大量取得行為に対しては必要かつ相当な手段を採ることにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保する必要があると考えます。

## II. 基本方針の実現に資する取組み

### 1. 当社の企業価値の源泉について

当社は、昭和23年の創立以来、野外におけるパワーソースのパイオニアとして、エンジン発電機、エンジン溶接機、エンジンコンプレッサをはじめ多くの製品を開発・製造・販売してきており、エンジン発電機、エンジン溶接機における国内市場占有率はそれぞれ現在約65%、55%に達するに至るなど、主要製品において高い市場占有率を有し、数多くのユーザーの方に当社製品をご利用いただいております。これは、従前の地位や技術力に甘んじることなく、常に開拓心と創造力をもって技術革新を図ることを基本理念として、新たな研究開発にも果敢に挑戦し、積極的に新規のオリジナル製品を開発してきた結果であると考えております。このような当社の研究開発活動・技術開発力及びその結果である当社の各種製品に対する顧客の皆様のご信頼こそ当社の企業価値の源泉があると考えております。

### 2. 企業価値向上のための取組み

当社グループは、「創造力と不断の技術革新を通じて、高品質パワーソースのグローバルNo1ブランドを目指します。」との経営ビジョンを掲げ、国内外において、既存事業の拡充・効率化及び新たな市場の開拓を目指した事業展開を行っております。

当社グループは、その主要な事業領域を、建設関連事業、産業機器事業及び新規事業の3領域とし、それぞれにおいて、海外市場・新規市場の開拓に注力し、特に、建設需要に依存することとなる建設向け製品にとどまらず、非常用発電機をはじめとする建設向け以外の製品の開発・販売促進に努めることにより、需要創造型の経営への転換を図っております。そのため、引き続き、新技術の研究から製品の開発に至るまで、積極的な研究開発を進めております。

また、収益性の高いグループ体制を構築するべく、生産体制及び国際的な原料調達の方針の更なる効率化を進めるとともに、国内・海外工場への合理化投資を行っています。

さらに、当社グループは、柔軟な組織運営を行うと同時に、各役職員の権



限及び責任の所在を明確化することを通じて、当社グループ全体の組織運営を活性化し、かつ、これと並行して当社グループの国際的な事業展開を支えるに足る人材の育成を進めることにより、当社グループが新規市場に事業を拡大していくための素地となる、活力ある企業風土を構築することを目指しております。

### 3. コーポレート・ガバナンスの取組みについて

当社の取締役会は、現在社外取締役2名を含む8名の取締役で構成されておりますが、各事業年度における取締役の責任を明確化し、経営環境の変化に迅速に対応できる機動的な経営体制を確立するとともに、取締役の選任及び解任について株主の皆様の意思を適時に反映することができるようにすることを目的として、取締役の任期を1年としております。

また、当社は、経営の監督と業務の執行を分離し、事業環境の変化への機動的対応と、意思決定のスピード化を図るべく、執行役員制度を導入しております。また、取締役会の意思決定を支援し、会社経営及び業務執行に関する重要事項を審議するために、取締役、監査役及び執行役員が出席する経営会議を設置しております。さらに、グループ経営を円滑に進めるため、当社グループ各社の社長が出席するグループ経営会議を設置しております。

当社は監査役制度を採用し、現在4名の監査役のうち2名を社外監査役とし、当社の経営の適法性、公正性及び透明性を確保しております。また、当社は社外取締役2名及び社外監査役2名を独立役員と指定して東京証券取引所に届け出ており、一般投資家の保護を図っております。

さらに、当社は、内部統制の手段として、社内規程等の整備を図り、業務遂行に際しての適正な管理を行うとともに、社長直属の監査室を設け、社内の業務監査を実施しております。また、監査室による監査に際して、常勤監査役が同行することにより、監査役と監査室の連携を図っております。

## Ⅲ. 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（本プラン）

### 1. 本プランの目的

本プランは、上記Ⅰ.に記載した基本方針に沿って、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させる目的をもって更新されるものです。

当社取締役会は、当社株式に対する大量取得行為の提案が行われた際に、当該大量取得行為に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が株主の皆様に代替案を提案するために必要な時間及び情報を確保

するとともに、株主の皆様のために大量取得者と協議・交渉等を行うことなどを可能とすることにより、当社の企業価値・株主共同の利益に反する大量取得行為を抑止するための枠組みが必要不可欠であると判断しております。

そこで、当社取締役会は、基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの一環として、本定時株主総会で株主の皆様にご承認いただけることを条件に、本プランに更新する必要があると判断しました。

## 2. 本プランの内容

### (1) 本プランの概要

#### (a) 目的

本プランは、当社株式の大量取得行為が行われる場合に、株主の皆様が適切な判断をするために必要・十分な情報と時間を確保するとともに、買付者等との協議・交渉等の機会を確保すること等により、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させることを目的としております。

#### (b) 手続の設定

本プランは、当社の株券等に対する買付若しくはこれに類似する行為又はその提案（以下「買付等」といいます。）が行われる場合に、買付等を行う者（以下「買付者等」といいます。）に対し事前に当該買付等に関する情報提供を求める等、上記(a)の目的を実現するために必要な手続を定めております（詳細については下記(2)「本プランに係る手続」をご参照ください。）。

#### (c) 新株予約権の無償割当ての実施

買付者等が本プランにおいて定められた手続に従うことなく当社株券等の買付等を行う場合、当社の企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれがある場合等（その要件の詳細については下記(3)「本新株予約権の無償割当ての実施の要件」をご参照ください。）には、当社は、買付者等による権利行使は認められないとの行使条件及び当社が買付者等以外の者から当社株式と引換えに新株予約権を取得できる旨の取得条項が付された新株予約権（その主な内容は下記(4)「本新株予約権の無償割当ての概要」において記載され、以下これを「本新株予約権」といいます。）を、その時点の当社を除く全ての株主に対して新株予約権無償割当ての方法により割り当てます。

本プランに従って本新株予約権の無償割当てが実施され、その行使又は当社による取得に伴って買付者等以外の株主の皆様へ当社株式が交付された場合には、買付者等の有する当社株式の議決権割合は、最大3分の1まで希釈化される可能性があります。

#### (d) 独立委員会の利用等

本プランに従った本新株予約権の無償割当ての実施・不実施等の判断については、当社取締役会の恣意的判断を排するため、当社取締役会は、独立性の高い社外者等から構成される独立委員会（その詳細については下記(5)「独立委員会の設置」をご参照ください。）の勧告を最大限尊重することとしております。また、こうした手続の過程については、株主の皆様への情報開示を通じてその透明性を確保することとしております。

### (2) 本プランに係る手続

#### (a) 対象となる買付等

本プランは、以下①又は②に該当する買付等がなされる場合を適用対象とします。買付者等には、予め本プランに定められる手続に従っていただくこととします。

- ① 当社が発行者である株券等（注1）について、保有者（注2）の株券等保有割合（注3）が20%以上となる買付
- ② 当社が発行者である株券等（注4）について、公開買付け（注5）を行う者の株券等所有割合（注6）及びその特別関係者（注7）の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け

#### (b) 買付者等に対する情報提供の要求

上記(a)に定める買付等を行う買付者等は、当社取締役会が別途認めた場合を除き、当該買付等の実行に先立ち、当社に対して、下記の各号に定める情報（以下「本必要情報」といいます。）及び当該買付者等が買付等に際して本プランに定める手続を遵守する旨の誓約文言等を記載した書面（以下総称して「買付説明書」といいます。）を当社の定める書式により提出していただきます。

当社取締役会は、当該買付説明書の記載内容が本必要情報として不十分であると合理的に判断した場合には、買付者等に対し、適宜回答期限を定めた上、本必要情報を追加的に提出するよう求めることがあります。この場合、買付者等においては、当該期限までに、本必要情報を追加的

に提供していただきます。なお、買付説明書及び本必要情報における使用言語は日本語に限ります。

#### 記

- ①買付者等及びそのグループ（共同保有者（注8）、特別関係者及び（ファンドの場合は）各組員その他の構成員を含みます。）の詳細（具体的名称、資本構成、財務内容、当該買付者等による買付等と同種の過去の取引の詳細、その結果、当該過去の取引が対象会社の企業価値に与えた影響等を含みます。）
- ②買付等の目的、方法及び内容（買付等の対価の価額・種類、買付等の時期、関連する取引の仕組み、買付等の方法の適法性、買付等の実現可能性に関する情報等を含みます。）
- ③買付等の価額の算定根拠（算定の前提となる事実・仮定、算定方法、算定に用いた数値情報並びに買付等に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーの内容、及びそのうち少数株主に対して分配されるシナジーの内容を含みます。）
- ④買付等の資金の裏付け（資金の提供者（実質的提供者を含みます。）の具体的名称、調達方法、関連する取引の内容等を含みます。）
- ⑤買付等の後における当社グループの経営方針、事業計画、資本政策及び配当政策
- ⑥買付等の後における当社の従業員、取引先、顧客その他の当社に係る利害関係者に対する処遇・対応方針
- ⑦当社の他の株主との間の利益相反が生じる場合には、それを回避するための具体的方策
- ⑧その他当社取締役会が合理的に必要と判断する情報

なお、当社取締役会は、買付者等が本プランに定められた手続に従うことなく買付等を開始したものと認められる場合には、引き続き買付説明書及び本必要情報の提出を求めて買付者等と協議・交渉等を行うべき特段の事情がある場合を除き、本新株予約権の無償割当ての実施に関する決議を直ちに行う場合があります。

(c) 当社取締役会による買付等の内容の検討・買付者等との交渉・代替案の策定

① 取締役会検討期間の設定、当社取締役会による検討・交渉・代替案の策定

当社取締役会は、買付者等から情報・資料等（追加的に提供を要求したのも含みます。）の提供が十分になされたと認めた場合、原則として最長60日間（対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社全株式の買付の場合）又は90日間（その他の買付等の場合）の検討期間（以下「取締役会検討期間」といいます。）を設定します。但し、いずれの場合においても、当社取締役会は、必要と認める場合には、買付等の内容の検討、買付者等との協議・交渉、代替案の策定等に必要とされる合理的な範囲内で（但し、30日間を超えないものとします。）、取締役会検討期間を延長することができるものとします。

当社取締役会は、取締役会検討期間において、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から、必要に応じてファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家（以下「外部専門家」と総称します。）の助言を得ながら、買付者等の買付等の内容の検討、買付者等と当社取締役会の経営計画・事業計画等の比較検討、及び当社取締役会の提示する代替案の策定等を行います。また、当社取締役会は、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から当該買付等の内容を改善させるために必要であれば、当該買付者等との協議・交渉等を行い、また、当社取締役会の策定した代替案の株主の皆様に対する提示等を行うものとします。

買付者等は、当社取締役会が、検討資料その他の情報提供、協議・交渉等を求めた場合には、速やかにこれに応じなければならないものとします。

② 株主に対する情報開示

当社は、買付者等が現れた事実、買付者等から買付説明書が提出された事実、取締役会検討期間が開始した事実、取締役会検討期間が延長された場合にはその事実、当社取締役会が代替案を策定し提示した場合にはその内容、及び本必要情報の概要その他の情報のうち取締役会が適切と判断する事項について、速やかに株主の皆様に対する情報開示を行います。

(d) 独立委員会に対する諮問・独立委員会による勧告

当社取締役会は、取締役会検討期間内において、上記(c)の当社取締役会による買付等の内容の検討、買付者等との協議・交渉、代替案の策定等と並行して、独立委員会に対して、本新株予約権の無償割当ての実施又は不実施の是非につき諮問するものとします。独立委員会は、かかる諮問を受けた場合、その検討のために必要となる情報の提供を当社取締役会に要求し、当社取締役会はかかる要求に速やかに応じるものとします。

独立委員会の判断が当社の企業価値・株主共同の利益に資するようになされることを確保するために、独立委員会は、当社の費用で、独立した外部専門家の助言を得ることができるものとします。

独立委員会が、当社取締役会に対して下記①又は②に定める勧告を行った場合には、当社は、当該勧告の事実とその概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、速やかに情報開示を行います。

① 本新株予約権の無償割当ての実施を勧告する場合

独立委員会は、買付者等が本プランに定められた手続を遵守しなかった場合、又は買付者等の買付等の内容の検討の結果、買付者等による買付等が下記(3)「本新株予約権の無償割当ての実施の要件」に定める要件のいずれかに該当すると判断し、本新株予約権の無償割当てを実施することが相当であると判断した場合には、当社取締役会に対して、本新株予約権の無償割当てを実施することを勧告します。

但し、独立委員会は、一旦本新株予約権の無償割当ての実施の勧告をした後も、以下のいずれかの事由に該当すると判断した場合には、本新株予約権の行使期間開始日（下記(4)「本新株予約権の無償割当ての概要」(f)において定義されます。以下同じとします。）の前日までの間は、（無償割当ての効力発生前においては）本新株予約権の無償割当てを中止し、又は（無償割当ての効力発生後においては）本新株予約権を無償にて取得する旨の新たな勧告を行うことができるものとします。

(i) 当該勧告後買付者等が買付等を撤回した場合その他買付等が存しなくなった場合

(ii) 当該勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、買付者等による買付等が下記(3)「本新株予約権の無償割当ての実施の要件」に定める要件のいずれにも該当しないか、又は該当しても本新株予約権の無償割当てを実施すること若しくは行使

を認めることが相当でない場合

なお、独立委員会は、本新株予約権の無償割当ての実施を相当と判断する場合でも、本新株予約権の無償割当ての実施について株主総会の決議を得ることが相当であると判断するときは、当社取締役会に、株主総会の招集及び本新株予約権の無償割当ての実施に関する議案の付議を勧告するものとします。

② 本新株予約権の無償割当ての不実施を勧告する場合

独立委員会は、買付者等の買付等の内容の検討の結果、買付者等による買付等が下記(3)「本新株予約権の無償割当ての実施の要件」に定める要件のいずれにも該当しないか、又は該当しても本新株予約権の無償割当てを実施することが相当ではないと判断した場合には、当社取締役会に対して、本新株予約権の無償割当てを実施しないことを勧告します。

但し、独立委員会は、一旦本新株予約権の無償割当ての不実施の勧告をした後も、当該勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、買付者等による買付等が下記(3)「本新株予約権の無償割当ての実施の要件」に定める要件のいずれかに該当すると判断し、本新株予約権の無償割当てを実施することが相当であると判断するに至った場合には、本新株予約権の無償割当てを実施することの新たな勧告を含む新たな判断を行い、これを当社取締役会に勧告することができるものとします。

(e) 取締役会の決議、株主総会の開催

当社取締役会は、上記(2)(d)「独立委員会に対する諮問・独立委員会による勧告」に定める独立委員会の勧告を最大限尊重して、本新株予約権の無償割当ての実施又は不実施等（本新株予約権の無償割当ての中止を含みます。）に関する会社法上の機関としての決議を速やかに行うものとします。

また、当社取締役会は、独立委員会から本新株予約権の無償割当ての実施について株主の意思を確認するための株主総会の招集を勧告された場合には、実務上株主総会の開催が著しく困難な場合を除き、実務上可能な限り最短の期間で株主総会を開催できるように、速やかに株主総会を招集し、本新株予約権の無償割当ての実施に関する議案を付議するものとします。当社取締役会は、当該株主総会において本新

株予約権の無償割当ての実施に関する議案が可決された場合には、本新株予約権の無償割当ての実施に関する決議を速やかに行うものとし、また、当該株主総会において本新株予約権の無償割当ての実施に関する議案が否決された場合には、本新株予約権の無償割当ての不実施に関する決議を速やかに行うものとし、

買付者等は、本プランに係る手続の開始後、当社取締役会が本新株予約権の無償割当ての実施又は不実施に関する決議を行うまでの間、買付等を実行してはならないものとします。

当社取締役会は、当社取締役会が本新株予約権の無償割当ての実施若しくは不実施に関する決議を行った場合、当社取締役会が上記の株主総会を招集する旨の決議を行った場合、又は本新株予約権の無償割当ての実施に関する株主総会の決議が行われた場合には、当該決議の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、速やかに情報開示を行います。

### (3) 本新株予約権の無償割当ての実施の要件

当社は、買付者等による買付等が下記のいずれかに該当し、かつ、本新株予約権の無償割当てを実施することが相当と認められる場合、上記(2)「本プランに係る手続」(e)に記載される当社取締役会の決議により、本新株予約権の無償割当てを実施することを予定しております。なお、上記(2)「本プランに係る手続」(d)のとおり、下記の要件に該当し本新株予約権の無償割当てを実施することが相当か否かについては、必ず独立委員会の勧告を経て決定されることとなります。

#### 記

- (a) 上記(2)「本プランに係る手続」(b)に定める情報提供及び取締役会検討期間の確保その他本プランに定める手続を遵守しない買付等である場合
- (b) 下記に掲げる行為その他これに類似する行為により、当社の企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのある買付等である場合
  - ①株券等を買ひ占め、その株券等について当社に対して高値で買取りを要求する行為
  - ②当社の経営を一時的に支配して、当社の重要な資産等を廉価に取得する等当社の犠牲の下に買付者等の利益を実現する経営を行うような行為



- ③当社の資産を買付者等やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する行為
  - ④当社の経営を一時的に支配して、当社の事業に当面関係していない高額資産等を処分させ、その処分利益をもって、一時的な高配当をさせるか、一時的な高配当による株価の急上昇の機会をねらって高値で売り抜ける行為
  - ⑤真に会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、専ら当社の株価を上昇させて当該株式を高値で当社関係者等に引き取らせる目的で買収を行うような行為
- (c) 強圧的二段階買付（最初の買付で全株式の買付を勧誘することなく、二段階目の買付条件を株主に対して不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株式買付を行うことをいいます。）等株主に株式の売却を事実上強要するおそれのある買付等である場合
  - (d) 当社取締役会に、当該買付等に対する代替案を提示するために合理的に必要な期間を与えることなく行われる買付等である場合
  - (e) 当社株主に対して、本必要情報その他買付等の内容を判断するために合理的に必要なとされる情報が十分に提供されることなく行われる買付等である場合
  - (f) 買付等の条件（対価の価額・種類、買付等の時期、買付等の方法の適法性、買付等の実現可能性、買付等の後の経営方針又は事業計画、買付等の後における当社の他の株主、従業員、顧客、取引先その他の当社に係る利害関係者の処遇方針等を含みます。）が当社の本源的価値に鑑み不十分又は不適当な買付等である場合
  - (g) 当社の企業価値を生み出す上で必要不可欠な当社の技術開発力、社会的信用又はブランド価値を損なうことなどにより、当社の企業価値又は株主共同の利益に反する重大なおそれをもたらす買付等である場合

#### (4) 本新株予約権の無償割当ての概要

本プランに基づき実施する本新株予約権の無償割当ての概要は、以下のとおりです（本新株予約権の詳細については、別紙1「新株予約権無償割当ての要項」をご参照ください。）。

##### (a) 新株予約権の数

本新株予約権の無償割当てを実施する旨の取締役会決議（以下「本新株予約権無償割当て決議」といいます。）において別途定

める割当期日（以下「割当期日」といいます。）における当社の最終の発行済株式総数（但し、同時点において当社の有する当社株式の数を控除します。）の2倍に相当する数を上限として本新株予約権無償割当て決議において別途定める数とします。

(b) 割当対象株主

割当期日における当社の最終の株主名簿に記載又は記録された当社以外の株主に対し、その保有する当社株式1株につき本新株予約権2個を上限として本新株予約権無償割当て決議において別途定める割合で、本新株予約権を無償で割り当てます。

(c) 本新株予約権の無償割当ての効力発生日

本新株予約権無償割当て決議において別途定める日とします。

(d) 本新株予約権の目的である株式の数

本新株予約権1個当たりの目的である当社株式（注9）（「社債、株式等の振替に関する法律」の規定の適用がある同法第128条第1項に定める振替株式となります。）の数（以下「対象株式数」といいます。）は、別途調整がない限り1株とします。

(e) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

本新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、本新株予約権の行使に際して出資される財産の当社株式1株当たりの価額は、1円を下限として当社株式1株の時価の2分の1の金額を上限とする金額の範囲内で、本新株予約権無償割当て決議において別途定める価額とします。なお、「時価」とは、本新株予約権無償割当て決議の前日から遡って90日間（終値のない日を除きます。）の東京証券取引所における当社株式の普通取引の各日の終値（気配表示を含みます。）の平均値とし、1円未満の端数は切り上げるものとします。

(f) 本新株予約権の行使期間

本新株予約権無償割当て決議において別途定める日を初日（以下、かかる行使期間の初日を「行使期間開始日」といいます。）とし、1ヶ月間から3ヶ月間までの範囲で本新株予約権無償割当て決議

において別途定める期間とします。但し、下記(i)②の規定に基づき当社が本新株予約権を取得する場合、当該取得に係る本新株予約権の行使期間は、当該取得日の前営業日までとします。また、行使期間の最終日が行使に際して払い込まれる金銭の払込取扱場の休業日にあたるときは、その前営業日を最終日とします。

(g) 本新株予約権の行使条件

(Ⅰ)特定大量保有者(注10)、(Ⅱ)特定大量保有者の共同保有者、(Ⅲ)特定大量買付者(注11)、(Ⅳ)特定大量買付者の特別関係者、若しくは(Ⅴ)上記(Ⅰ)ないし(Ⅳ)に該当する者から本新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲り受け若しくは承継した者、又は、(Ⅵ)上記(Ⅰ)ないし(Ⅴ)に該当する者の関連者(注12)(以下、(Ⅰ)ないし(Ⅵ)に該当する者を「非適格者」と総称します。)は、原則として本新株予約権を行使することができません。また、外国の適用法令上、本新株予約権の行使にあたり所定の手続が必要とされる非居住者も、原則として本新株予約権を行使することができません(但し、非居住者のうち当該外国の適用法令上適用除外規定が利用できる等の一定の者は行使することができるほか、非居住者の保有する本新株予約権も、下記(i)②のとおり、当社による当社株式を対価とする取得の対象となります。詳細については別紙1「新株予約権無償割当ての要項」をご参照ください。)

(h) 本新株予約権の譲渡

本新株予約権の譲渡による取得については、当社取締役会の承認を要します。

(i) 当社による本新株予約権の取得

- ① 当社は、行使期間開始日の前日までの間いつでも、当社が本新株予約権を取得することが適切であると当社取締役会が認める場合には、当社取締役会が別途定める日において、全ての本新株予約権を無償で取得することができるものとします。
- ② 当社は、当社取締役会が別途定める日において、非適格者以外の者が有する本新株予約権のうち当社取締役会が定める当該日の前

営業日までに未行使の本新株予約権の全てを取得し、これと引換えに、本新株予約権 1 個につき対象株式数の当社株式を交付することができます。また、かかる取得がなされた日以降に、本新株予約権を有する者のうち非適格者以外の者が存在すると当社取締役会が認める場合には、上記の取得がなされた日より後の日で、当社取締役会が定める日をもって、当該者の有する本新株予約権のうち当該当社取締役会の定める日の前日までに未行使の本新株予約権の全てを取得し、これと引換えに、本新株予約権 1 個につき対象株式数の当社株式を交付することができるものとし、その後も同様とします。

なお、上記に用いられる用語の定義及び詳細については、別紙 1 「新株予約権無償割当ての要項」をご参照ください。

#### (5) 独立委員会の設置

当社は、本プランへの更新にあたり、本プランに基づく本新株予約権の無償割当ての実施・不実施等に関する当社取締役会の恣意的判断を排除し、株主の皆様のために本プランの運用に関する判断を客観的に行う機関として、引き続き独立委員会を設置します。本プランへの更新が本定時株主総会で承認された場合、更新後の独立委員会の委員は、当社の業務執行を行う経営陣からの独立性の高い当社社外取締役 1 名及び当社社外監査役 2 名から構成されます（独立委員会の委員の選任基準、決議要件、決議事項等については、別紙 2 「独立委員会規則の概要」のとおりであり、本プランへの更新後に就任が予定されている独立委員会の委員の略歴は別紙 3 「独立委員会の委員の氏名及び略歴」のとおりです。）。

実際に買付等がなされる場合には、上記(2)「本プランに係る手続」に記載したとおり、当社取締役会は独立委員会の勧告を最大限尊重して会社法上の機関としての決議を行うこととします。

#### (6) 本プランの有効期間、廃止及び変更

本プランの有効期間（以下「有効期間」といいます。）は、本定時株主総会終結後 3 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとします。

但し、有効期間の満了前であっても、①当社の株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合、又は、②当社の株主総会で選

任された取締役で構成される当社取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されるものとします。

また、当社取締役会は、本プランの有効期間中であっても、本プランに関する法令、金融商品取引所の規程・規則等の新設又は改廃が行われ、かかる新設又は改廃を反映することが適切である場合、誤字脱字等の理由により字句の修正を行うことが適切である場合、当社株主に不利益を与えない場合等、本定時株主総会の決議の趣旨に反しない場合には、独立委員会の承認を得た上で、本プランを修正し又は変更する場合があります。

当社は、本プランが廃止、修正又は変更された場合には、当該廃止、修正又は変更の事実、及び（修正又は変更の場合には）修正、変更の内容その他の事項について、情報開示を速やかに行います。

#### （ご参考）

本プランの内容は上記Ⅲ. 2. に記載のとおりですが、本プランへの更新時及び本新株予約権の無償割当て時に株主の皆様等に与える影響、並びに本プランに対する当社取締役会の判断及びその理由はそれぞれ以下のとおりです。株主の皆様におかれましては、これらの点もご考慮の上、本議案につきご承認いただければと存じます。

#### 株主の皆様等への影響

##### （1） 本プランへの更新時に株主及び投資家の皆様に与える影響

本プランへの更新時点においては、本新株予約権の無償割当て自体は行われませんので、株主及び投資家の皆様に直接具体的な影響が生じることはありません。

##### （2） 本新株予約権の無償割当て時に株主及び投資家の皆様に与える影響

当社取締役会において、本新株予約権無償割当て決議を行った場合には、本新株予約権無償割当て決議において別途定める割当期日における株主の皆様に対し、その保有する当社株式1株につき本新株予約権2個を上限として本新株予約権無償割当て決議において別途定める割合で本新株予約権が無償にて割り当てられます。仮に、株主の皆様が、本新株予約権の行使期間内に、金銭の払込みその他下記(3)「本新株予約権の無償割当てに伴って株主の皆様に必要なとなる手続」(b)において詳述する本新株予

約権の行使に係る手続を経なければ、他の株主の皆様による本新株予約権の行使により、その保有する当社株式が希釈化されることとなります。但し、当社は、下記(3)「本新株予約権の無償割当てに伴って株主の皆様に必要な手続」(c)に記載する手続により、非適格者以外の株主の皆様から本新株予約権を取得し、それと引換えに当社株式を交付することがあります。当社がかかる取得の手続を取った場合、非適格者以外の株主の皆様は、本新株予約権の行使及び行使価額相当の金銭の払込みをせずに、当社株式を受領することとなり、この場合、保有する当社株式1株当たりの価値の希釈化は生じますが、原則として、保有する当社株式全体の価値の経済的な希釈化は生じません。

なお、一旦本新株予約権無償割当て決議がなされた場合であっても、当社は、上記2.(2)「本プランに係る手続」(d)①に記載した独立委員会の勧告を最大限尊重し、本新株予約権の無償割当ての効力発生日までにおいては、本新株予約権の無償割当てを中止し、また、本新株予約権の無償割当ての効力発生日後本新株予約権の行使期間開始日の前日までの間においては、本新株予約権を無償にて取得する場合があります。これらの場合には、1株当たりの当社株式の価値の希釈化は生じませんので、1株当たりの当社株式の価値の希釈化が生じることを前提にして売買等を行った株主又は投資家の皆様は、株価の変動により不測の損害を受ける可能性があります。

(3) 本新株予約権の無償割当てに伴って株主の皆様に必要な手続

(a) 本新株予約権の割当ての手続

当社取締役会において、本新株予約権の無償割当てを実施することを決議した場合には、当社は、本新株予約権の無償割当ての割当期日を公告いたします。この場合、割当期日における当社の最終の株主名簿に記載又は記録された株主の皆様は、本新株予約権の無償割当ての効力発生日において、当然に新株予約権者となるため、申込の手続等は不要です。

(b) 本新株予約権の行使の手続

当社は、割当期日における当社の最終の株主名簿に記載又は記録された当社以外の株主の皆様に対し、原則として、本新株予約権の行使請求書（行使に係る本新株予約権の内容及び数、本新株予約権を行使する日、振替株式の振替を行うための口座等の必要事項、並びに株主

ご自身が非適格者でないこと等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式によるものとします。) その他本新株予約権の権利行使に必要な書類を送付いたします。本新株予約権の無償割当て後、株主の皆様においては、本新株予約権の行使期間内で、かつ、当社による本新株予約権の取得の効力が発生するまでに、当該行使請求書及びこれらの必要書類を当社が定めるところに従ってご提出していただいた上で、本新株予約権の行使請求受付場所に当該行使請求書及びこれらの必要書類が到達し、かつ、原則として、本新株予約権1個当たり、1円を下限として当社1株の時価の2分の1の金額を上限とする金額の範囲内で本新株予約権無償割当て決議において定める行使価額に相当する金銭を当該行使請求受付場所に払い込むことにより、本新株予約権1個につき原則として1株の当社株式が発行されることとなります。

(c) 当社による新株予約権の取得の手続

当社は、当社取締役会が本新株予約権を取得する旨の決定をした場合、法定の手続に従い、当社取締役会が別途定める日をもって、本新株予約権を取得します。

このうち、非適格者以外の株主の皆様から本新株予約権を取得し、これと引換えに当社株式を交付する場合には、かかる株主の皆様は、行使価額相当の金銭を払い込むことなく、当社による当該本新株予約権の取得の対価として、1個の本新株予約権につき原則として1株の当社株式を受領することとなります。なお、この場合、かかる株主の皆様には、別途、振替株式の振替を行うための口座等の必要事項、ご自身が非適格者でないこと等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式による書面をご提出いただくことがあります。

上記のほか、本新株予約権の割当て方法、行使の方法及び当社による取得の方法の詳細につきましては、本新株予約権無償割当て決議において決定された後、株主の皆様に対して情報開示又は通知いたしますので、当該内容をご確認ください。

## 本プランに対する当社取締役会の判断及びその理由

### 1. 基本方針の実現に資する特別な取組み（上記Ⅱ.の取組み）について

上記Ⅱ.に記載した企業価値向上のための取組みやコーポレート・ガバナンスの取組みといった各施策は、当社の企業価値・株主共同の利益を継続的かつ持続的に向上させるための具体的方策として策定されたものであり、基本方針の実現に資するものです。

従って、これらの各施策は、基本方針に沿い、当社の株主共同の利益に合致するものであり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

### 2. 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（上記Ⅲ.の取組み）について

#### (1) 本プランが基本方針に沿うものであること

本プランは、当社株券等に対する買付等が行われる場合に、当該買付等に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が株主の皆様へ代替案を提案するために必要な情報や時間を確保したり、株主の皆様のために買付者等と協議・交渉等を行うことを可能とすることにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保するための枠組みであり、基本方針に沿うものです。

#### (2) 当該取組みが株主共同の利益を損なうものではなく、また、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないこと

当社は、次の理由から、基本方針に照らして不適切な者による支配を防止する取組みは、当社株主の共同の利益を損なうものでなく、また、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

##### (a) 買収防衛策に関する指針の要件を完全に充足していること

本プランは、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則を完全に充足しております。

##### (b) 株主意思を重視するものであること（株主総会決議とサンセット条項）

本プランは、本定時株主総会において株主の皆様のご承認をいただくことを条件として更新されます。

また、上記Ⅲ. 2. (6)「本プランの有効期間、廃止及び変更」に記載したとおり、本プランは、有効期間を約3年間とするいわゆるサンセ



ット条項が設けられており、かつ、その有効期間の満了前であっても、当社の株主総会において本プランを廃止する旨の決議がなされた場合、当社の株主総会で選任された取締役により構成される当社取締役会において本プランを廃止する旨の決議がなされた場合には、本プランはその時点で廃止されることとなります。その意味で、本プランの存続の適否は、当社株主の皆様ご意思に基づくこととなっております。

(c) 独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示

当社は、本プランへの更新にあたり、当社取締役会の恣意的判断を排除し、株主の皆様のために、引き続き、本プランの運用に関する判断を客観的に行う取締役会の諮問機関として独立委員会を設置します。実際に当社に対して買付等がなされた場合には、上記Ⅲ. 2. (2)「本プランに係る手続」に記載したとおり、こうした独立委員会が、独立委員会規則に従い、当該買付等が当社の企業価値・株主の共同利益を毀損するか否かなどを検討した上で当社取締役会に対する勧告を行い、当社取締役会にかかる勧告を最大限尊重して会社法上の機関としての決議を行うこととします。

このように、独立委員会によって、当社取締役会の恣意的行動を厳しく監視するとともに、その判断の概要については株主の皆様にご情報開示をすることとされており、当社の企業価値・株主共同の利益に適うように本プランの透明な運営が行われる仕組みが確保されております。

なお、本プランへの更新後の独立委員会の委員は、当社の業務執行を行う経営陣から独立性の高い当社社外取締役1名及び当社社外監査役2名で構成される予定です（独立委員会の委員選任基準、決議要件及び決議事項等については別紙2をご参照ください。また、本プランへの更新後に就任が予定されている独立委員会の委員は別紙3をご参照ください。）。

(d) 合理的な客観的要件の設定

本プランにおいては、Ⅲ. 2. (3)「本新株予約権の無償割当ての実施の要件」にて記載したとおり、予め定められた合理的かつ詳細な客観的要件が充足されなければ本新株予約権の無償割当ては実施されないものとしており、当社取締役会による恣意的な実施を防止するための仕組みを確保しているものといえます。

(e) 当社取締役の任期が1年であること

当社は、当社取締役の任期を1年としており、本プランの有効期間中であっても、毎年の当社取締役の選任を通じて、本プランについて、株主の皆様のご意向を反映させることが可能となります。

(f) 外部専門家の意見の取得

上記Ⅲ. 2. (2) (d) 「独立委員会に対する諮問・独立委員会による勧告」にて記載したとおり、買付者等が出現すると、独立委員会は、当社の費用で、独立した外部専門家の助言を受けることができるものとしております。これにより、独立委員会による判断の公正さ・客観性がより強く担保される仕組みとなっております。

(g) デッドハンド型やスローハンド型買収防衛策ではないこと

上記Ⅲ. 2. (6)の「本プランの有効期間、廃止及び変更」にて記載したとおり、本プランは、当社の株券等を大量に買い付けた者が、自己の指名する取締役を株主総会で選任し、かかる取締役で構成される取締役会により、廃止することができるものとして設計されており、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。また、当社は取締役の期差任期制を採用していないため、本プランはスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するために時間を要する買収防衛策）でもありません。

(注1) 金融商品取引法第27条の23第1項に定義されます。本議案において別段の定めがない限り同じとします。

(注2) 金融商品取引法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）。  
本議案において同じとします。

(注3) 金融商品取引法第27条の23第4項に定義されます。本議案において同じとします。

(注4) 金融商品取引法第27条の2第1項に定義されます。

(注5) 金融商品取引法第27条の2第6項に定義されます。本議案において同じとします。

(注6) 金融商品取引法第27条の2第8項に定義されます。本議案において

同じとします。

- (注7) 金融商品取引法第27条の2第7項に定義されます(当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。)。但し、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除きます。本議案において同じとします。
- (注8) 金融商品取引法第27条の23第5項に規定される共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます(当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。)。本議案において同じとします。
- (注9) 将来、当社が種類株式発行会社(会社法第2条第13号)となった場合においても、①本新株予約権の行使により発行される当社株式及び②本新株予約権の取得と引換えに交付する株式は、いずれも当社が本定時株主総会開催時において、現に発行している株式(普通株式)と同一の種類の株式を指すものとします。
- (注10) 「特定大量保有者」とは、原則として、当社が発行者である株券等の保有者で、当該株券等に係る株券等保有割合が20%以上となると当社取締役会が認めた者をいいます。
- (注11) 「特定大量買付者」とは、原則として、公開買付けによって当社が発行者である株券等(金融商品取引法第27条の2第1項に定義されます。以下本注11において同じとします。)の買付け等(同法第27条の2第1項に定義されます。以下本注11において同じとします。)を行う旨の公告を行った者で、当該買付け等の後におけるその者の所有(これに準ずるものとして金融商品取引法施行令第7条第1項に定める場合を含みます。)に係る株券等の株券等所有割合がその者の特別関係者の株券等所有割合と合計して20%以上となると当社取締役会が認めた者をいいます。
- (注12) ある者の「関連者」とは、実質的にその者を支配し、その者に支配され若しくはその者と共同の支配下にある者として当社取締役会が認めた者、又はその者と協調して行動する者として当社取締役会が認めた者をいいます。なお、「支配」とは、他の会社等の「財務及び事業の方針の決定を支配している場合」(会社法施行規則第3条第3項に定義されます。)をいいます。

以 上

## 新株予約権無償割当ての要項

## I. 新株予約権無償割当てに関する事項の決定

## (1) 新株予約権の内容及び数

株主に割り当てる新株予約権（以下、個別に又は総称して「新株予約権」という。）の内容は下記Ⅱ.に記載される場所に基づくものとし、新株予約権の数は、新株予約権の無償割当てを実施する旨の取締役会決議（以下「新株予約権無償割当て決議」という。）において別途定める割当期日（以下「割当期日」という。）における当社の最終の発行済株式総数（但し、同時点において当社の有する当社株式の数を控除する。）の2倍に相当する数を上限として、新株予約権無償割当て決議において別途定める数とする。

## (2) 割当対象株主

割当期日における当社の最終の株主名簿に記載又は記録された当社以外の株主に対し、その保有する株式1株につき新株予約権2個を上限として新株予約権無償割当て決議において別途定める割合で、新株予約権を無償で割り当てる。

## (3) 新株予約権の無償割当ての効力発生日

新株予約権無償割当て決議において別途定める日とする。

## Ⅱ. 新株予約権の内容

## (1) 新株予約権の目的である株式の数

1) 新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下「対象株式数」という。）は、1株とする。但し、当社が株式の分割又は株式の併合を行う場合、対象株式数は次の算式により調整されるものとし、調整の結果生ずる1株未満の端数は切り捨てるものとし、現金による調整は行わない。

$$\text{調整後対象株式数} = \text{調整前対象株式数} \times \text{分割} \cdot \text{併合の比率}$$

- 2) 調整後対象株式数は、株式の分割の場合はその基準日の翌日以降、株式の併合の場合はその効力発生日以降、これを適用する。
- 3) 上記1) に定めるほか、株式無償割当て、合併、会社分割等当社の発行済株式総数(但し、当社の有する当社株式の数を除く。)の変更又は変更の可能性を生ずる行為を行う場合で、対象株式数の調整を必要とするときには、株式無償割当て、合併、会社分割その他の行為の条件等を勘案の上、対象株式数につき合理的な調整を行うものとする。

(2) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

- 1) 新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、その価額は、行使価額(下記2)に定義される。)に対象株式数を乗じた価額とする。
- 2) 新株予約権の行使に際して出資される財産の当社株式1株当たりの価額(以下「行使価額」という。)は、1円を下限とし当社株式1株の時価の2分の1の金額を上限とする金額の範囲内で、新株予約権無償割当て決議において別途定める価額とする。なお、「時価」とは、新株予約権無償割当て決議の前日から遡って90日間(終値のない日を除く。)の東京証券取引所における当社株式の普通取引の各日の終値(気配表示を含む。)の平均値とし、1円未満の端数は切り上げるものとする。

(3) 新株予約権の行使期間

新株予約権無償割当て決議において別途定める日を初日とし、1ヶ月間から3ヶ月間までの範囲で新株予約権無償割当て決議において別途定める期間とする。但し、下記(7)2)の規定に基づき当社が新株予約権を取得する場合、当該取得に係る新株予約権についての行使期間は、当該取得日の前営業日までとする。また、行使期間の最終日が行使に際して払い込まれる金銭の払込取扱場所の休業日にあたるときは、その前営業日を最終日とする。

(4) 新株予約権の行使の条件

- 1) (i) 特定大量保有者、(ii) 特定大量保有者の共同保有者、(iii) 特定大量買付者、(iv) 特定大量買付者の特別関係者、若しくは(v) 上記(i) ないし(iv)に該当する者から新株予約権を当社取締役会の承認を得る

ことなく譲り受け若しくは承継した者、又は、(vi)上記(i)ないし(v)に該当する者の関連者（以下、(i)ないし(vi)に該当する者を総称して「非適格者」という。）は、新株予約権を行使することができない。なお、上記に用いられる用語は次のとおり定義される。

- ①「特定大量保有者」とは、当社が発行者である株券等（金融商品取引法第27条の23第1項に定義される。以下別段の定めがない限り同じ。）の保有者（同法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含む。）で、当該株券等に係る株券等保有割合（同法第27条の23第4項に定義される。）が20%以上となると当社取締役会が認めた者をいう。
  - ②「共同保有者」とは、金融商品取引法第27条の23第5項に定義される共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含む（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含む。）。
  - ③「特定大量買付者」とは、公開買付け（金融商品取引法第27条の2第6項に定義される。）によって当社が発行者である株券等（同法第27条の2第1項に定義される。以下本③において同じ。）の買付け等（同法第27条の2第1項に定義される。以下本③において同じ。）を行う旨の公告を行った者で、当該買付け等の後におけるその者の所有（これに準ずるものとして同法施行令第7条第1項に定める場合を含む。）に係る株券等の株券等所有割合（同法第27条の2第8項に定義される。以下同じ。）がその者の特別関係者の株券等所有割合と合計して20%以上となると当社取締役会が認めた者をいう。
  - ④「特別関係者」とは、金融商品取引法第27条の2第7項に定義される特別関係者（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含む。）をいう。但し、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除く。
  - ⑤ある者の「関連者」とは、実質的にその者を支配し、その者に支配され若しくはその者と共同の支配下にある者として当社取締役会が認めた者、又はその者と協調して行動する者として当社取締役会が認めた者をいう。なお、「支配」とは、他の会社等の「財務及び事業の方針の決定を支配している場合」（会社法施行規則第3条第3項に定義される。）をいう。
- 2) 上記1)にかかわらず、下記①ないし④の各号に記載される者は、特定大量保有者又は特定大量買付者に該当しないものとする。

- ①当社、当社の子会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第3項に定義される。）又は当社の関連会社（同規則第8条第5項に定義される。）
  - ②当社を支配する意図がなく上記1）(i)の特定大量保有者に該当することになった者である旨当社取締役会が認めた者であって、かつ、上記1）(i)の特定大量保有者に該当することになった後10日間（但し、当社取締役会はかかる期間を延長することができる。）以内にその保有する当社の株券等を処分等することにより上記1）(i)の特定大量保有者に該当しなくなった者
  - ③当社による自己株式の取得その他の理由により、自己の意思によることなく、上記1）(i)の特定大量保有者に該当することになった者である旨当社取締役会が認めた者（但し、その後、自己の意思により当社の株券等を新たに取得した場合を除く。）
  - ④その者が当社の株券等を取得・保有することが当社の企業価値又は株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者（非適格者に該当すると当社取締役会が認めた者についても、当社の企業価値又は株主共同の利益に反しないと当社取締役会は別途認めることができ、また、一定の条件の下に当社の企業価値又は株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた場合には、当該条件が満たされている場合に限る。）
- 3) 適用ある外国の法令上、当該法令の管轄地域に所在する者に新株予約権を行使させるに際し、(i)所定の手続の履行若しくは(ii)所定の条件（一定期間の行使禁止、所定の書類の提出等を含む。）の充足、又は(iii)その双方（以下「準抛法行使手続・条件」と総称する。）が必要とされる場合には、当該管轄地域に所在する者は、当該準抛法行使手続・条件が全て履行又は充足されたと当社取締役会が認めた場合に限り新株予約権を行使することができ、これが履行又は充足されたと当社取締役会が認めない場合には新株予約権を行使することができない。なお、当該管轄地域に所在する者に新株予約権を行使させるに際し当社が履行又は充足することが必要とされる準抛法行使手続・条件については、当社取締役会としてこれを履行又は充足する義務は負わない。また、当該管轄地域に所在する者に新株予約権の行使をさせることが当該管轄地域における法令上認められない場合には、当該管轄地域に所在する者は、新株予約権を行使することができない。
- 4) 上記3)にかかわらず、米国に所在する者は、当社に対し、(i)自ら

が米国1933年証券法ルール501(a)に定義する適格投資家 (accredited investor) であることを表明、保証し、かつ(ii)その保有する新株予約権の行使の結果取得する当社株式の転売は東京証券取引所における普通取引 (但し、事前の取決めに基かず、かつ事前の勧誘を行わないものとする。) によってのみこれを行うことを誓約した場合に限り、当該新株予約権を行使することができる。当社は、かかる場合に限り、当該米国に所在する者が当該新株予約権を行使するために当社が履行又は充足することが必要とされる米国1933年証券法レギュレーションD及び米国州法に係る準拠法行使手続・条件を履行又は充足するものとする。なお、米国における法令の変更等の理由により、米国に所在する者が上記(i)及び(ii)を充足しても米国証券法上適法に新株予約権の行使を認めることができないと当社取締役会が認める場合には、米国に所在する者は、新株予約権を行使することができない。

5) 新株予約権を有する者は、当社に対し、自らが非適格者に該当せず、かつ、非適格者に該当する者のために行使しようとしている者ではないこと、及び新株予約権の行使条件を充足していること等の表明・保証条項、補償条項その他当社が定める事項を誓約する書面並びに法令等により必要とされる書面を提出した場合に限り、新株予約権を行使することができるものとする。

6) 新株予約権を有する者が本(4)の規定により、新株予約権を行使することができない場合であっても、当社は、当該新株予約権を有する者に対して、損害賠償責任その他の責任を一切負わないものとする。

(5) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金

新株予約権の行使により当社株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金の額は、新株予約権無償割当て決議において別途定める額とする。

(6) 新株予約権の譲渡制限

1) 新株予約権の譲渡による取得については、当社取締役会の承認を要する。

2) 新株予約権を譲渡しようとする者が日本国外に所在する者であって、上記(4)3)及び4)の規定により新株予約権を行使することができない者 (非適格者を除く。) であるときは、当社取締役会は、以下の



事由等を勘案して上記1)の承認をするか否かを決定する。

- ①当該管轄地域に所在する者による新株予約権の全部又は一部の譲渡による取得に関し、譲渡人及び譲受人が作成し署名又は記名捺印した差入書（下記②ないし④に関する表明・保証条項、補償条項及び違約金条項を含む。）が提出されているか否か
- ②譲渡人及び譲受人が非適格者に該当しないことが明らかか否か
- ③譲受人が当該管轄地域に所在しない者であり、かつ、当該管轄地域に所在する者のために譲り受けしようとしている者ではないことが明らかか否か
- ④譲受人が非適格者のために譲り受けしようとしている者でないことが明らかか否か

(7) 当社による新株予約権の取得

- 1) 当社は、新株予約権の行使期間の初日の前日までの間いつでも、当社が新株予約権を取得することが適切であると当社取締役会が認める場合には、当社取締役会が別途定める日において、全ての新株予約権を無償で取得することができる。
- 2) 当社は、当社取締役会が別に定める日において、非適格者以外の者が有する新株予約権のうち当社取締役会が定める当該日の前営業日までに未行使の新株予約権の全てを取得し、これと引換えに、新株予約権1個につき対象株式数の当社株式を交付することができる。また、かかる取得がなされた日以降に、本新株予約権を有する者のうち非適格者以外の者が存在すると当社取締役会が認める場合には、上記の取得がなされた日より後の日で、当社取締役会が定める日をもって、当該者の有する本新株予約権のうち当該当社取締役会の定める日の前日までに未行使の本新株予約権の全てを取得し、これと引換えに、本新株予約権1個につき対象株式数の当社株式を交付することができるものとし、その後も同様とする。

(8) 合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換、及び株式移転の場合の新株予約権の交付及びその条件  
新株予約権無償割当て決議において別途決定する。

(9) 新株予約権証券の発行

新株予約権に係る新株予約権証券を発行しない。

(10) 法令の改正等による修正

上記で引用する法令の規定は、平成30年5月10日現在施行されている規定を前提としているものであり、同日以後、法令の新設又は改廃により、上記各項に定める条項ないし用語の意義等に修正を加える必要が生じた場合には、当社取締役会において、当該新設又は改廃の趣旨を考慮の上、上記各項に定める条項ないし用語の意義等を適宜合理的な範囲内で読み替えることができるものとする。

以 上

### 独立委員会規則の概要

- ・独立委員会は当社取締役会の決議により設置される。
- ・独立委員会の委員は、3名以上とし、当社の業務執行を行う経営陣から独立している、(i)当社社外取締役、(ii)当社社外監査役又は(iii)当社取締役会が選任する社外の有識者とする。但し、社外の有識者は、実績ある会社経営者、投資銀行業務若しくは当社の業務領域に精通する者、弁護士、公認会計士若しくは会社法等を主たる研究対象とする研究者又はこれらに準ずる者でなければならず、また、別途当社取締役会が指定する善管注意義務条項等を含む契約を当社との間で締結した者でなければならない。
- ・独立委員会委員の任期は、本定時株主総会終結後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。但し、当社取締役会の決議により別段の定めをした場合はこの限りでない。また、社外取締役又は社外監査役であった独立委員会委員が、取締役又は監査役でなくなった場合（但し、再任された場合を除く。）には、独立委員会委員としての任期も同時に終了するものとする。
- ・独立委員会は、以下の各号に記載される事項について決定し、その決定の内容を、その理由を付して当社取締役会に対して勧告する。当社取締役会は、この独立委員会の勧告を最大限尊重して、本新株予約権の無償割当ての実施又は不実施等に関する会社法上の機関としての決議を行う（但し、本新株予約権の無償割当ての実施に関する議案が当社株主総会に付議された場合には、当該株主総会の決議に従う。）。なお、独立委員会の各委員及び当社各取締役は、こうした決定にあたっては、専ら当社の企業価値・株主共同の利益に資するか否かの観点からこれを行うことを要し、自己又は当社の経営陣の個人的利益を図ることを目的としてはならない。
  - ①本新株予約権の無償割当ての実施又は不実施（本新株予約権の無償割当ての実施に関する議案を当社株主総会へ付議することを含む。）
  - ②本新株予約権の無償割当ての中止又は本新株予約権の無償取得
  - ③その他当社取締役会が判断すべき事項のうち、当社取締役会が独立委員会に諮問した事項
- ・上記に定めるところに加え、独立委員会は、以下の各号に記載される事項を行う。
  - ①上記の決定をするために必要となる情報の収集及び当社取締役会への当該資料の要求

- ②買付者等の買付等の内容の精査・検討
- ③本プランの修正又は変更に係る承認
- ④その他本プランにおいて独立委員会が行うことができると定められた事項
- ⑤当社取締役会が別途独立委員会が行うことができるものと定めた事項
- ・独立委員会は、必要な情報収集を行うため、当社の取締役、監査役、従業員その他独立委員会が必要と認める者の出席を要求し、独立委員会が求める事項に関する説明を求めることができる。
- ・独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含む。）の助言を得ること等ができる。
- ・各独立委員会委員は、買付等がなされた場合その他いつでも独立委員会を招集することができる。
- ・独立委員会の決議は、独立委員会委員の過半数が出席し、その過半数をもってこれを行う。

以 上

### 独立委員会の委員の氏名及び略歴

本プランへの更新後当初の独立委員会の委員は、以下の3名を予定しており  
ます。

【氏名】 高田 晴仁（たかだ はるひと）

（当社社外取締役）

【略歴】 平成7年4月 慶応義塾大学法学部専任講師  
平成10年4月 慶応義塾大学法学部助教授  
平成17年4月 ベルリン・フンボルト大学法学部客員研究員  
平成19年4月 慶応義塾大学大学院法務研究科講師  
平成20年4月 慶応義塾大学法学部教授  
平成21年4月 慶応義塾大学大学院法学研究科委員  
平成21年6月 当社買収防衛策独立委員会委員（現任）  
平成23年4月 慶応義塾大学大学院法務研究科教授（現任）  
平成25年6月 当社社外取締役（現任）  
なお、当社は、東京証券取引所に対して、高田氏を当社の独立役員と  
して届け出ております。

【氏名】 山田 昭（やまだ あきら）

（当社社外監査役）

【略歴】 昭和61年4月 弁護士登録  
三宅・畠澤・山崎法律事務所入所  
平成2年9月 ウィンスロップ・スティムソン・パットナム・ロバー  
ツ法律事務所入所  
平成3年6月 ニューヨーク州弁護士登録  
平成4年1月 三宅・山崎法律事務所パートナー  
平成6年3月 同事務所 バンコク事務所駐在  
平成9年8月 同事務所 東京事務所  
平成21年11月 ソーラーフロンティア株式会社社外監査役（現任）  
平成27年6月 当社社外監査役（現任）  
平成27年12月 スリーフィールズ合同会社代表社員（現任）  
平成29年1月 三宅・牛嶋・今村法律事務所 オブ・カウンセ  
ル（現任）

なお、当社は、東京証券取引所に対して、山田氏を当社の独立役員と  
して届け出ております。

【氏名】 武山 芳夫（たけやま よしお）

（当社社外監査役）

【略歴】 昭和52年 4月 第一生命保険相互会社（現第一生命保険株式会社）入  
社

平成19年 4月 同社執行役員IT企画部長

平成21年 4月 同社常務執行役員IT企画部長

平成21年 6月 同社取締役常務執行役員

平成22年 7月 同社取締役常務執行役員保険金部長

平成23年 4月 同社取締役常務執行役員

平成25年 4月 同社常務執行役員

平成25年 6月 第一生命情報システム株式会社代表取締役社長

平成27年 3月 第一生命保険株式会社常務執行役員退任

平成27年 4月 第一生命情報システム株式会社代表取締役会長  
（現任）

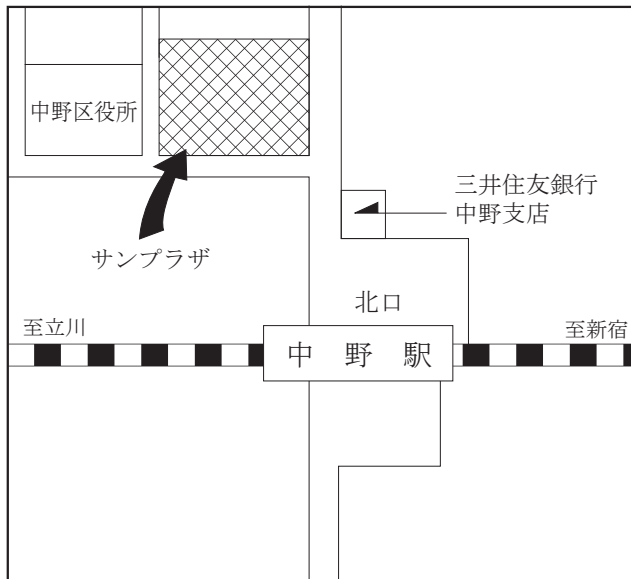
平成27年 6月 当社社外監査役（現任）

なお、当社は、東京証券取引所に対して、武山氏を当社の独立役員と  
して届け出ております。

以 上

メ モ

## 株主総会会場ご案内図



会 場 サンプルラザ 11階会議室  
東京都中野区中野4丁目1番1号  
電話 03 (3388) 1151 (大代表)  
J R 中野駅北口より徒歩約2分